

# 森林経営管理制度と森林環境譲与税

---

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

令和5年10月

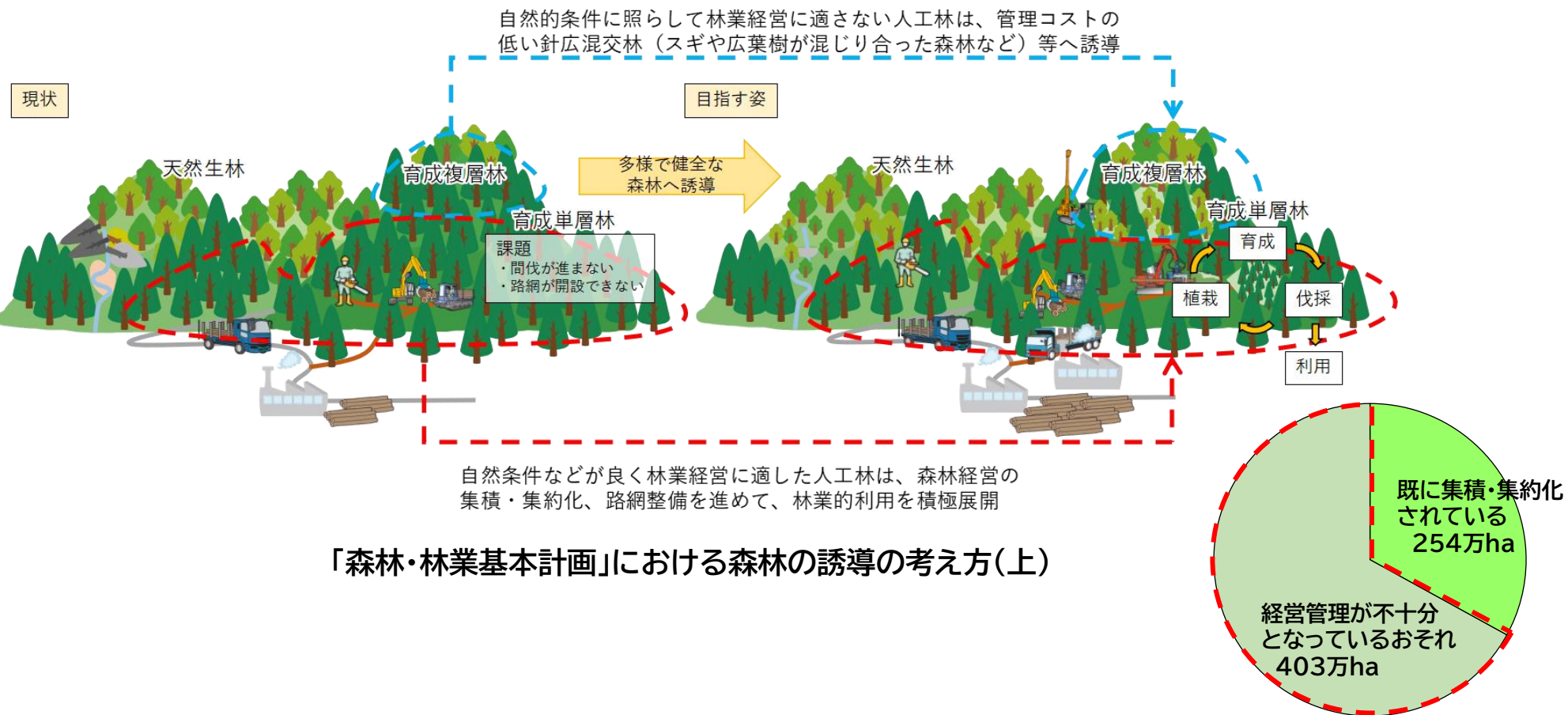
# 目次

1. 森林経営管理制度の背景
2. 森林経営管理制度の概要と実績
3. 森林経営管理制度の進め方
4. 森林環境譲与税の更なる活用
5. 森林・林業行政における市町村の役割

# 1. 森林経営管理制度の背景

# (1) 森林整備の方向性①

- 「森林・林業基本計画」では、自然的条件に照らして林業経営に適した人工林は、適正な伐採と再造林の確保を図る一方、それ以外の人工林は、針広混交林に誘導する方針。
- 令和2年度時点で、私有林人工林657万haのうち254万haで、森林経営計画の策定等により、適切な経営管理が行われているが、それ以外では、経営管理が不十分となっているおそれあり。



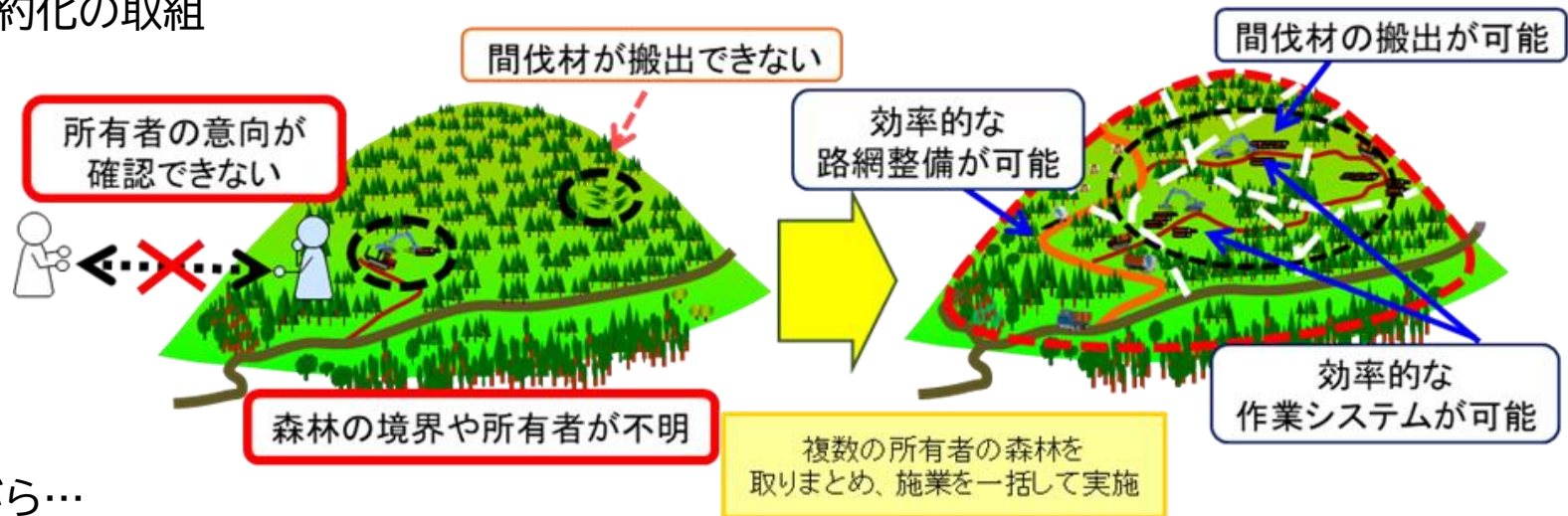
私有林人工林における経営管理の現状(右)

私有林人工林:657万ha

## (1) 森林整備の方向性②

- 我が国の森林の所有構造は、保有面積10ha未満が林家数の9割を占めるなど小規模・零細。
- 隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する「**施業の集約化**」の推進が必要。
- 一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的に、平成24年度から**森林経営計画制度**を導入。

### □ 施業集約化の取組



しかしながら…

森林所有者の高齢化や相続による世代交代・不在村化等により、民間事業者だけでは、所有者の特定や森林境界の明確化に対応できない状況。

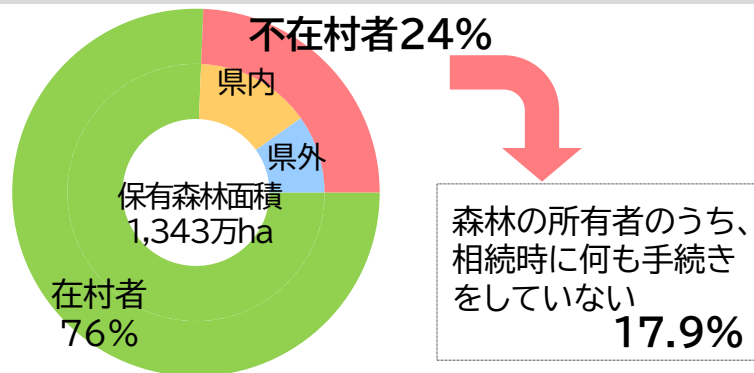


令和3年度末時点で森林経営計画作成面積は500万ha、民有林面積の約29%

## (2) 森林所有者の現状

- 森林所有者の特定に多大な労力がかかること等により、民間の取組だけでは事業地の確保ができず、施業の集約化や手入れが必要な森林における間伐等の森林整備が進まない状況。
- この状況を放置すると、所有者不明森林の増加や複数の所有者による共有状態が拡大し、所有者の特定等が更に困難になることで、森林の経営管理に支障を生じさせる事態が発生するおそれ。

### ■ 森林所有者の4分の1は地域に不在



資料：農林水産省「農林業センサス」

国土交通省(H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート)  
注1:不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。

注2:国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

### ■ 所有者が不明な森林がある

(登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない割合)

宅地	農用地	林地	合計
19.3%	19.0%	28.2%	22.2%

資料：国土交通省(平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査)

注:ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人(土地所有者)の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

### ■ 長年登記されていない森林がある

(中小都市・中山間地域で最後の登記から50年以上が経過している割合)

宅地	田・畑	山林	全体
10.6%	23.5%	32.3%	26.6%

資料：法務省(不動産登記簿における相続登記未了土地調査)(平成29年)

注:全国10か所の地区(調査対象数約10万筆)で相続登記が未了となっているおそれのある土地の調査を実施。調査対象土地に係る自然人名義の所有権の登記がいつされたのかを調査し、その経過年数を把握。

### □ 各地の所有者特定に係る事例

#### A市の事例

- 16ha、**登記名義人45名に対して、戸籍謄本等785通取得、確認した相続人184名。**
- **相続人の探索から、おおむね完了するまでに約26週(探索段階で死亡等がある場合の追跡調査を含めると約1年)を要した。**

資料：林野庁「森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会」資料より

#### G市の事例

- 51ヘクタール(206筆)の森林について、森林整備のため市が所有者又は土地の管理を行う者の所在確認。
- 特定作業には1年3カ月を要した。

資料：国土交通省平成26年度調査

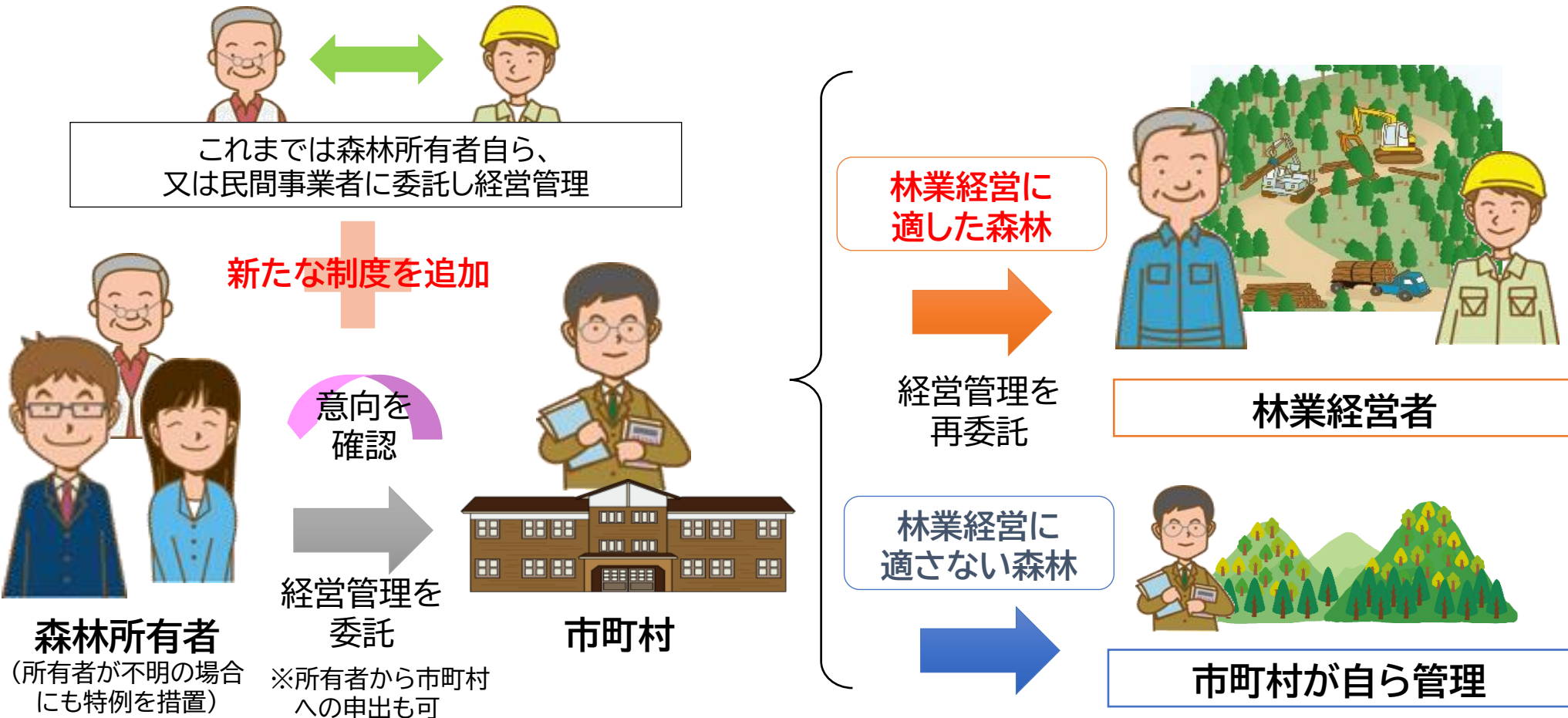
➡ これらの課題に対して、早急な対応が求められている状況

## 2.森林経営管理制度の概要と実績



# (1) 森林経営管理制度(森林経営管理法)とは

- 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、**市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託**することや**市町村が自ら管理**することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。

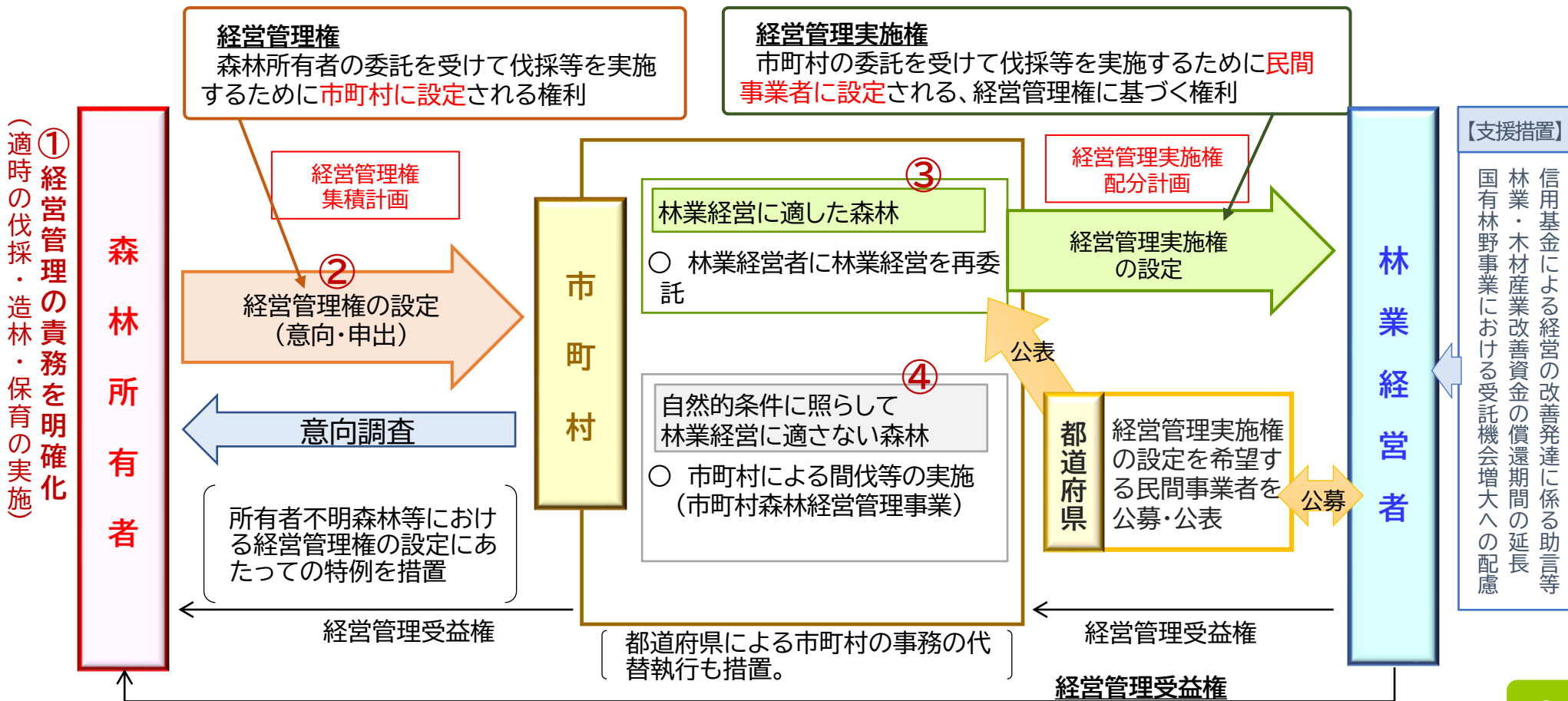


経営管理が行われていない森林について  
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築



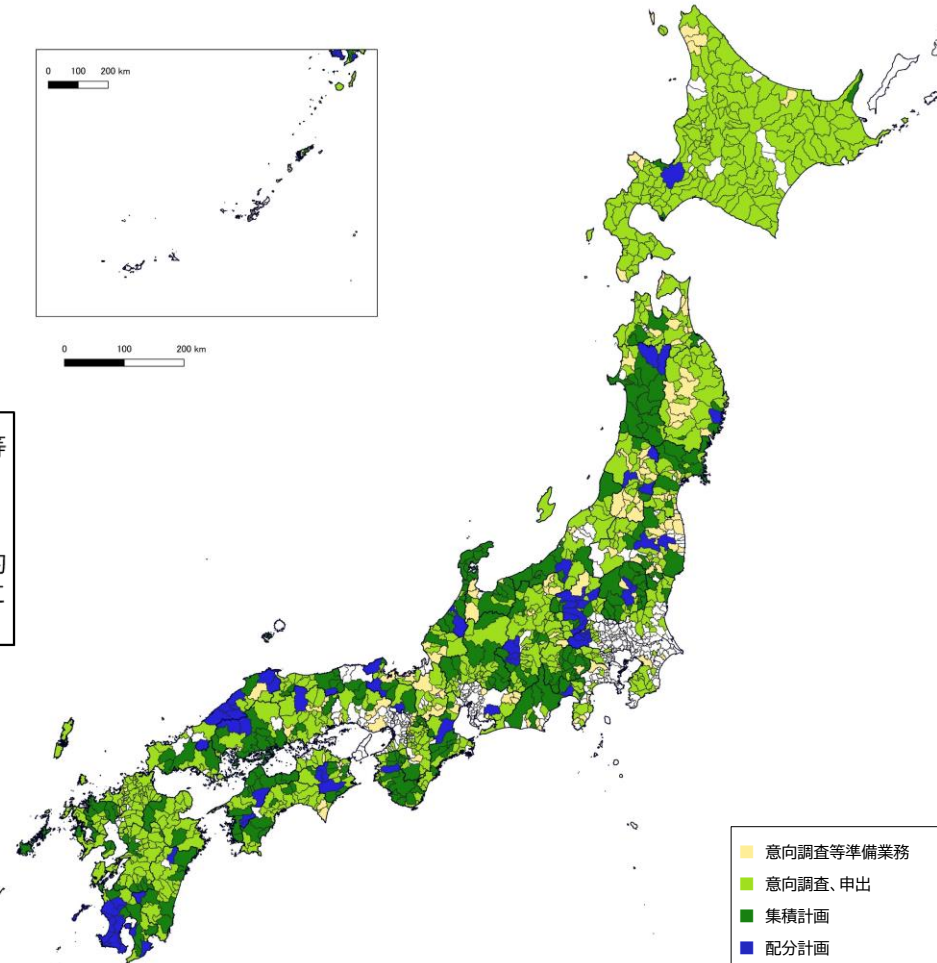
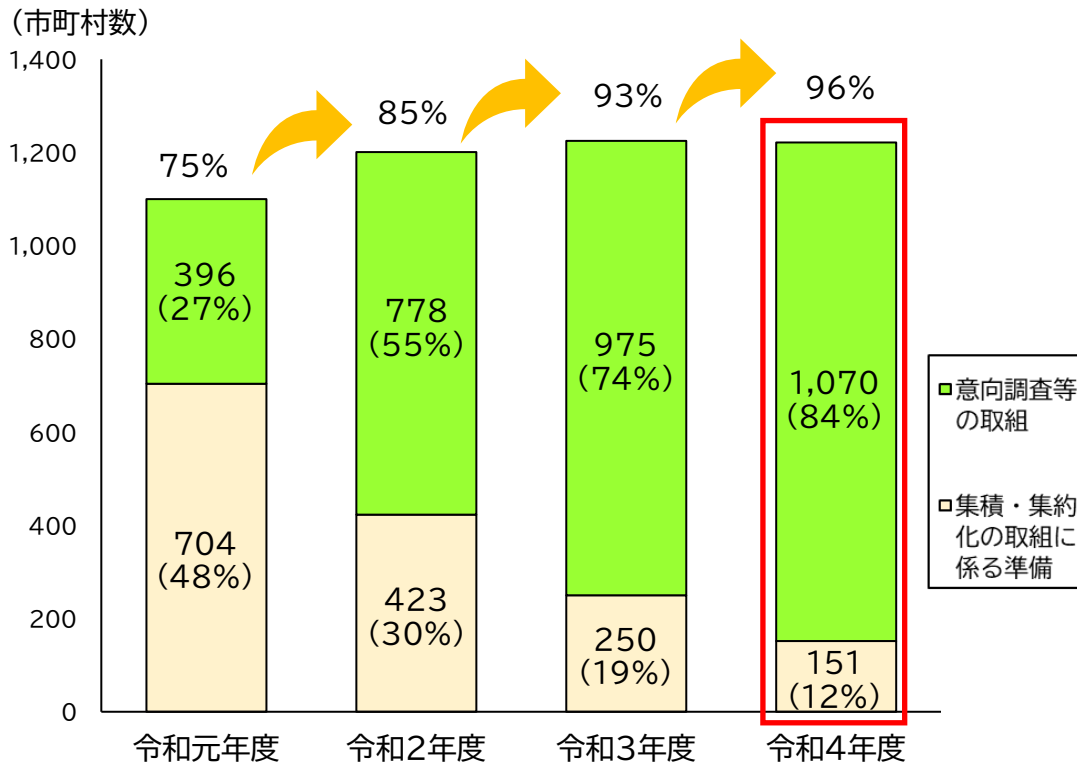
## (2) 森林経営管理制度の取組の流れ

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



# 森林経営管理制度に取り組む市町村

- 令和4年度末までに、私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村の96%で、意向調査の準備を含む森林経営管理制度に係る取組を実施。
- 制度の活用が必要な市町村の約8割で、森林経営管理制度に基づく意向調査を実施。



※一部島嶼部を省略

- 注1) ( )内は私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村数(R1:1,470、R2:1,408、R3:1,313、R4:1,276)に対する割合。
- 2) 「私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村」とは、私有林人工林がある市町村から、私有林人工林が極めて少ない等整備・活用の必要性が低い市町村、既に経営管理が行われている、もしくは森林経営管理制度以外の方法で実施する市町村を除いたもの。
- 3) 「意向調査等の取組」には、意向調査の実施、申出受理、経営管理権集積計画・経営管理実施権配分計画の策定を含む。
- 4) 「集積・集約化の取組に係る準備」には、森林資源情報や所有者情報の整理・分析・精緻化を含む。

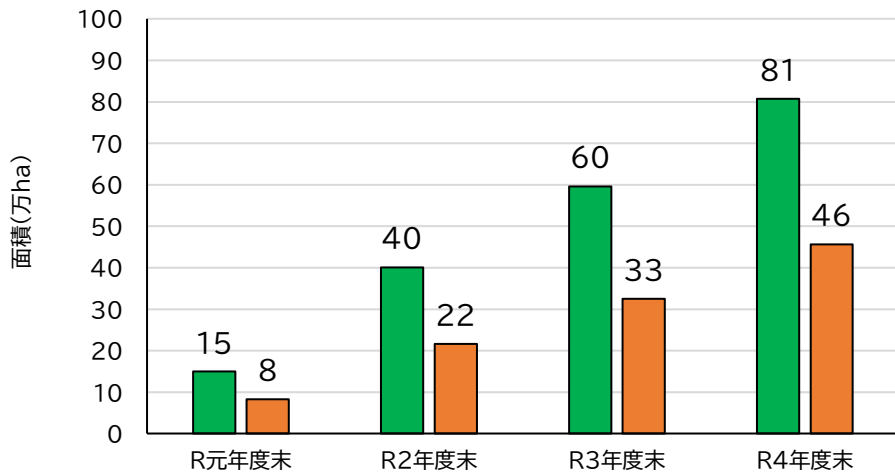
森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況(市町村数)

森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況(全国図)

# 経営管理意向調査の実施

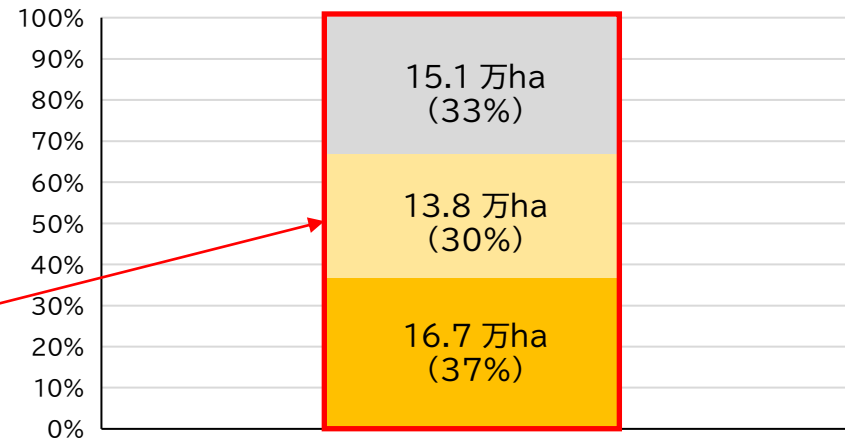
- 令和4年度における意向調査の実施面積は約21万ha。制度開始から4年間で約81万haを実施。
- 全国の回答率は約6割(面積ベース)。回答のうち「市町村への委託希望」は約4割(面積ベース)。
- 令和4年度末までに、森林所有者から、4,548haの森林について、集積計画作成の申出あり。
- 意向調査票を送付し、宛先不明で返送されたものは全体の約1割。

## ■ 意向調査の実施面積と回答面積(累計)



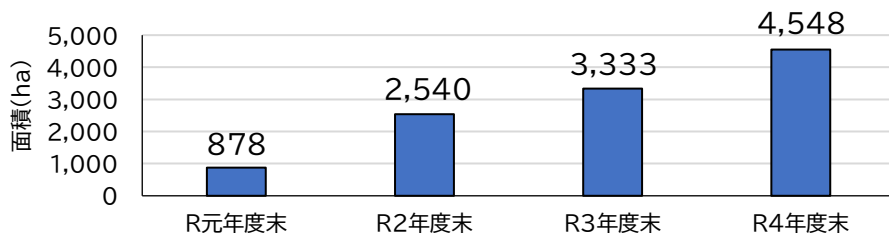
## ■ 回答があった面積の内訳(累計)

これまでに約46万ha(面積ベースで6割)で回答あり



■ 市町村への委託を希望 ■ 所有者自ら経営管理を希望 ■ その他(※)  
 ※既に他者に委託済み、自分で委託先を探す等

## ■ 申出のあった面積(累計)



## ■ 送付された意向調査票のうち宛先不明で返送されたものの割合(R4年度)

意向調査面積	宛先不明	割合
約21万ha	約2.3万 ha	11 %

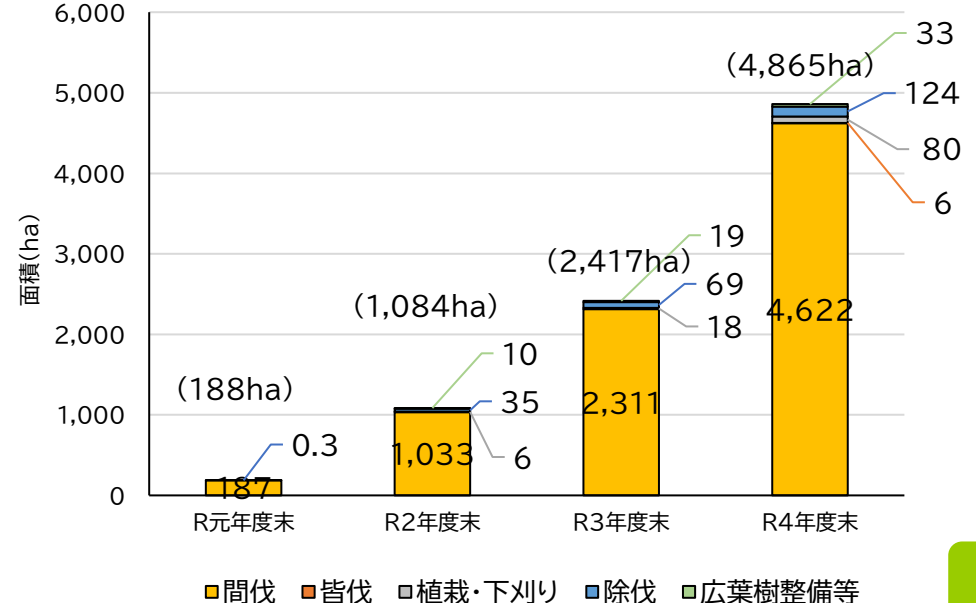
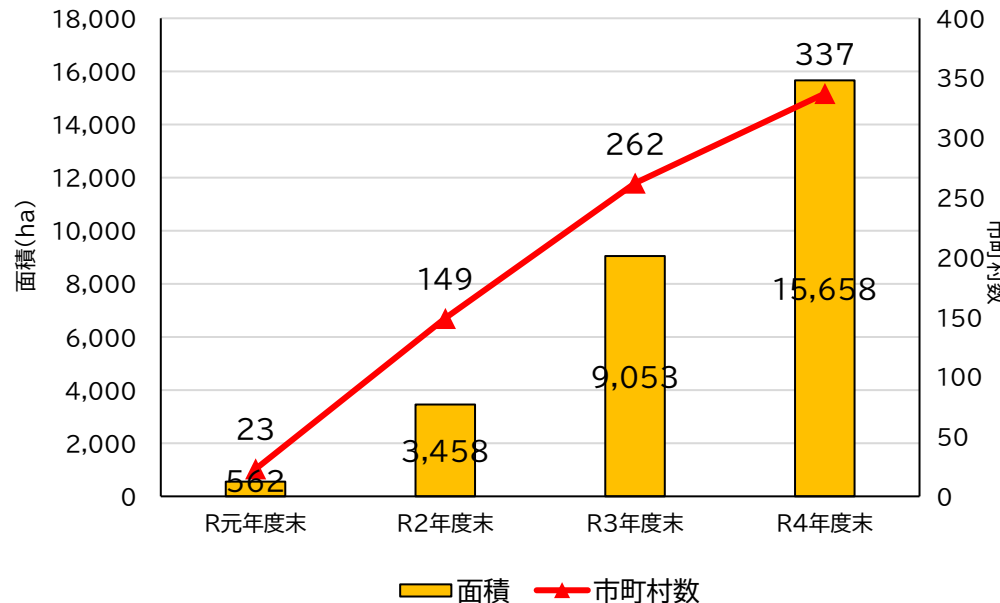
# 経営管理権集積計画の策定

- 経営管理権集積計画については、令和4年度末までの累計で、39道府県**337市町村**、**15,658ha**で策定。前年度末から約1.7倍に増加。
- 令和4年度末までに、経営管理権集積計画を策定した市町村の約7割(232市町村)で、**森林整備(市町村森林経営管理事業)**を**4,865ha**実施。施業は、間伐が中心で、前年度末から、**約2倍に増加**。

項目	令和元年度末		令和2年度末(累計)		令和3年度末(累計)		令和4年度末(累計)		(参考)令和4年度分	
	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)
集積計画策定	23	562	149	3,458	262	9,053	337	15,658	235	6,605
市町村森林経営管理事業	11	188	77	1,084	157	2,417	232	4,865	186	2,447

## ■ 集積計画の策定状況(累計)

## ■ 市町村森林経営管理事業の実施状況(累計)

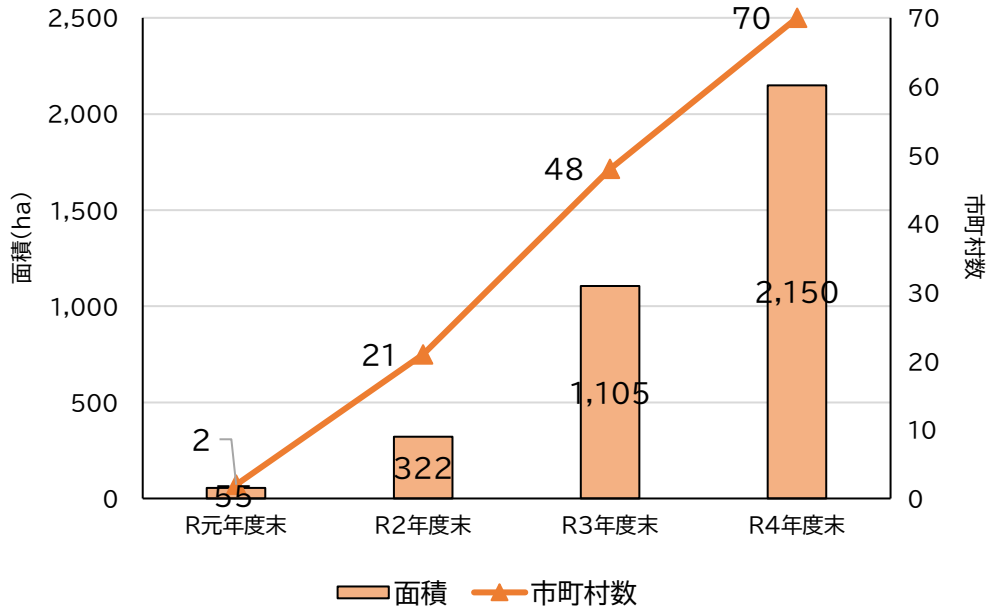


# 経営管理実施権配分計画の策定

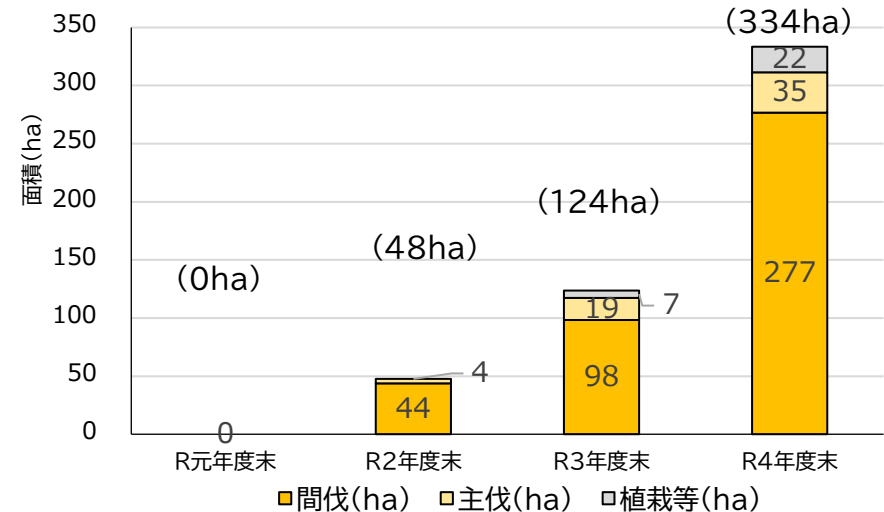
- 経営管理実施権配分計画については、令和4年度末までの累計で、24道府県**70市町村**が、**2,150ha**で策定。前年度末から、**約2倍に増加**。
- 令和4年度末までに、経営管理実施権配分計画を策定した市町村の約5割(34市町)で、**林業経営者による森林整備を334ha実施**。林業経営者による主伐・再造林は累計14市町で実施。

項目	令和元年度末		令和2年度末(累計)		令和3年度末(累計)		令和4年度末(累計)		(参考)令和4年度分	
	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)
配分計画策定	2	55	21	322	48	1,105	70	2,150	42	1,045
林業経営者による事業	0	0	5	48	15	124	34	334	28	211

## 配分計画の策定状況(累計)



## 林業経営者による森林整備の実施状況(累計)



【参考】主伐・再造林を実施した市町村

秋田県大館市、山形県最上町、福島県郡山市、栃木県矢板市、栃木県さくら市、島根県松江市、島根県浜田市、島根県安来市、島根県川本町、島根県邑南町、島根県吉賀町、宮崎県えびの市、宮崎県日之影町。

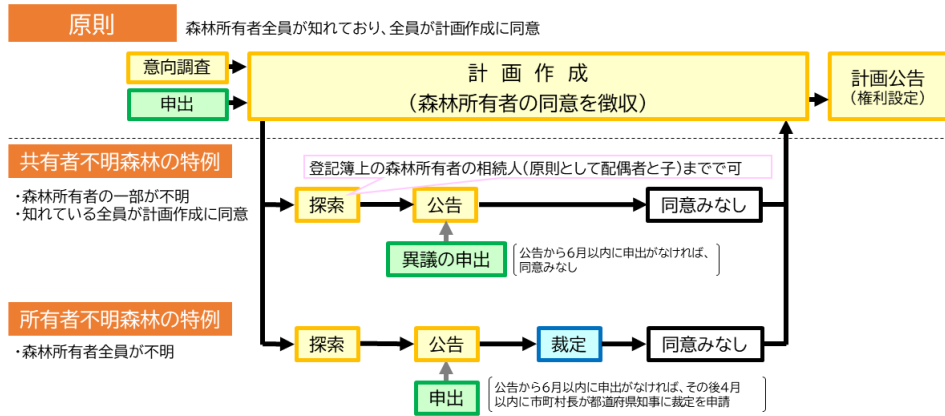


# 所有者不明森林等への対応

- 森林経営管理法に基づく**所有者不明森林等の特例措置**に関し、これまでに**133市町村**において、森林所有者の**探索を実施**。また、これまでに、**6市町**において、**特例措置**の活用に向けた**公告等**を実施。
- 林野庁では、「所有者不明森林の特例措置活用のためのガイドライン」を作成・改訂し、特例活用の留意点をQ&A形式で整理するとともに、活用場面をケーススタディで紹介・公表。

## 所有者(共有者)不明森林等における特例措置

- 所有者の一部又は全部が不明な場合も、探索や公告等の一定の手続を経ることで、経営管理権の設定が可能



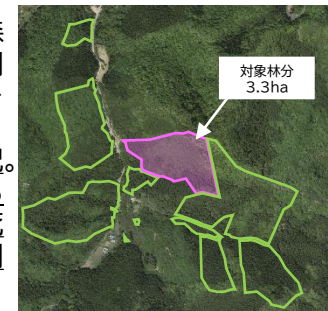
※この他、確知されている森林所有者の一部又は全部が集積計画の策定に不同意な場合の特例（確知所有者不同意森林特例）も措置

### <令和4年度までの取組状況(参考:R4分)>

- ❑ 探索に取り組んだ市町村 133市町村 (56市町村)
- ❑ 探索を行った所有者等 約8,300人 (約2,700人)
- うち判明した所有者等 約5,200ha (約1,000ha)
- 約4,500人 (約1,300人)
- 約3,000ha (約600ha)
- ❑ 特例措置に係る公告を実施した市町村 6市町村 (4市町村)
- 共有者不明森林: 鳥取県若桜町(R3.10)、京都府綾部市(R5.4)、北海道千歳市(R5.7)
- 群馬県甘楽町(手続中)、長崎県波佐見町(手続中)
- 所有者不明森林: 青森県三戸町(手続中)
- 確知所有者不同意森林: 京都府綾部市(R5.4)

### <共有者不明森林制度の取組事例>

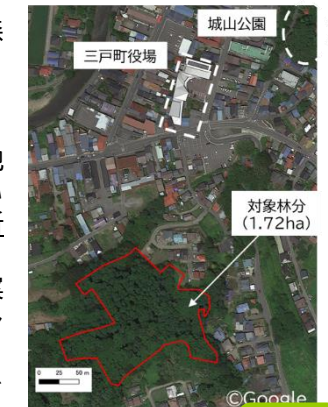
- 群馬県甘楽町<sup>かんらまち</sup>では、令和元年度に、対象地区22haの森林所有者に意向調査を実施。その結果、所有者全員が判明した森林17haについては、令和5年3月に集積計画を策定。
- 残りの3.3haの森林は、地区の代表者4名の連名で登記。うち3名は相続登記が行われ、同意が取得できたが、残る1名は所在不明。探索を行った結果、その相続人全員が死亡していることが判明したため、共有者不明森林の特例を活用。
- 令和5年3月に、特例措置の手続きとして、集積計画案の公告を開始。
- 経営管理権設定後、町は配分計画を策定し、事業者への再委託を行う考え。



集積計画策定済み森林 (17ha)  
共有者不明森林(3.3ha)

### <所有者不明森林制度の取組事例>

- 青森県三戸町<sup>さんのおまち</sup>では、特に民家等の保全対象に近接する森林から優先的に森林経営管理制度を活用。
- 住宅地に隣接する森林について、一部で倒木が発生し、整備の必要性があるものの、所有者が不明。
- 令和2年度に意向調査を実施し、令和4年8月に対象地区の所有者探索を実施。結果、相続人全員が死亡していることが判明し、同意を取ることができないことから、所有者不明森林の特例を活用。
- 令和4年12月に、特例措置の手続きとして、集積計画案の公告を開始。令和5年度中に県への裁定申請に進む予定。
- 経営管理権設定後、町は皆伐を行って低木樹種の植栽を実施したい考え。(存続期間は20年を予定)。

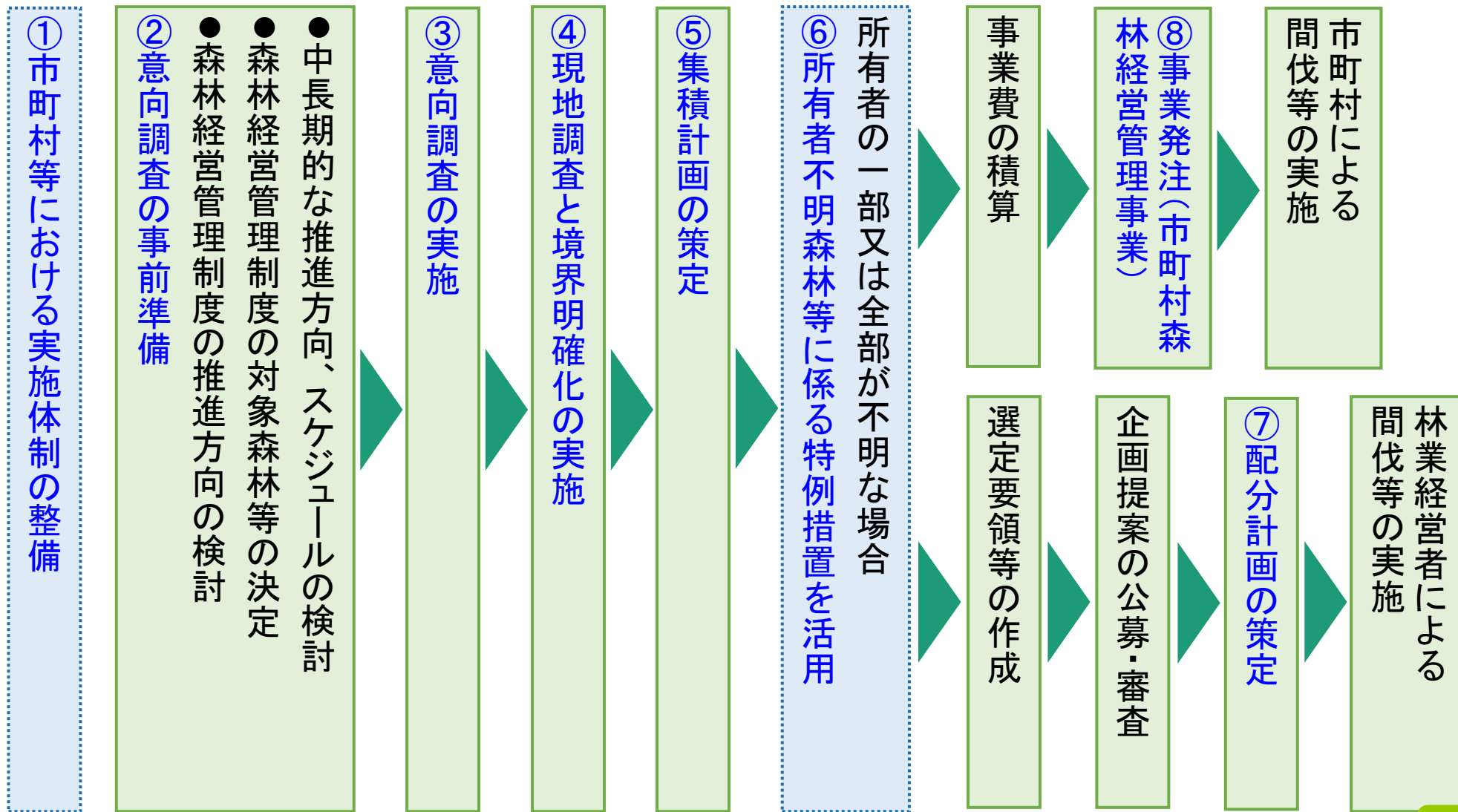


### 3.森林経営管理制度の進め方



# (1) 森林経営管理制度の進め方

➤ 森林経営管理制度の運用に当たっては、以下の流れで取組を推進。



※ ■ は、必要に応じて実施。  
※ 番号は、次ページ以降のタイトル番号に対応。

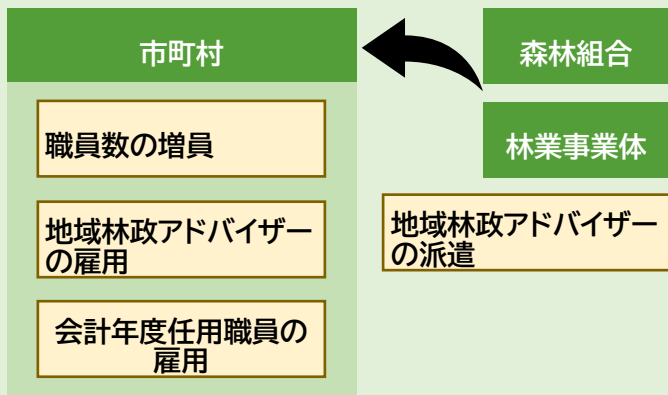
# ① 市町村等における実施体制の整備

- 市町村の森林・林業担当職員は全国で約3,000人程度であり、専ら林務を担当する職員数が0人の市町村が4割を占めるなど、体制が十分ではない市町村が多い。そのため、森林経営管理制度を円滑に運用していくためには、市町村の取組体制を構築することが重要。
- 具体的には、①市町村自らの体制構築や②協議会の設置による民間活力の活用、③複数市町村の連携などが考えられる。

## ①市町村自らの体制構築

市町村による体制整備の方法は様々。自ら体制強化を図っている事例は、以下のとおり。

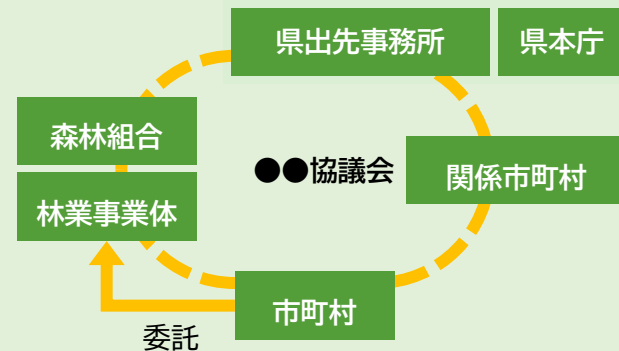
- ◆ 組織再編により新たな専属部署を設置する例
- ◆ 会計年度任用職員等の雇用も含め、林務担当職員を増員する例
- ◆ 地域林政アドバイザーを活用する例



## ②協議会の設置による民間活力の活用

森林経営管理制度の推進母体となる新たな組織を立ち上げた事例は、以下のとおり。

- ◆ 制度に係る業務全般の受け皿となる組織として、森林組合や林業事業体等による協議会を設立している例
- ◆ 関係者間の合意形成の場として、周辺市町村、都道府県、民間団体等と協議会を設立している例



## ③複数市町村の連携

周辺市町村と連携した体制構築の事例は、以下のとおり。

- ◆ 新たな組織を立ち上げ、各市町から職員派遣を行い、業務を一元的に管理している例
- ◆ 既存組織に新たな部署を立ち上げ、専門の職員を配置したうえで、制度の事務全般を担っている例



## ② 意向調査の事前準備

- 意向調査を実施する前段階として、森林所有者情報や森林資源情報の整理・精緻化を行うとともに、管内の森林の経営管理の状況を把握する必要がある。その上で、森林経営計画の有無や施業履歴の有無等により、**経営管理が行われていない可能性のある森林を抽出**し、意向調査の対象森林を検討。
- さらに、自然的条件や社会的条件をもとに、**市町村としての取組方針を定めつつ**、関係者との意見交換を行いながら、**意向調査の優先順位付け**を行い、意向調査を計画的に実施していくことが重要。

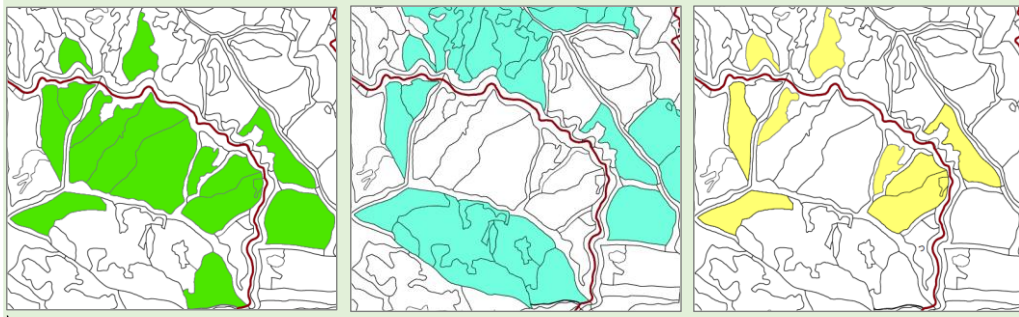
### ① 意向調査の対象森林の検討

- 下図のとおり、**意向調査の対象となり得る森林**(経営管理が行われていない可能性のある森林)を抽出。
- 各地区単位で対象となり得る森林の有無を整理。

(a) 私有林の人工林

(b) 森林経営計画なし

(c) 施業履歴なし



収集した森林の種類や施業履歴等を森林計画図等へ書き込むことで、**経営管理が行われていない可能性のある森林を図面に明示**



### ② 地区ごとの取組方針の検討

- 自然的条件や社会的条件をもとに、管内の森林における林業経営の適否(又は森林整備の緊急性や必要性)を整理。
- **林業経営の適否**の判断に当たっては、**林道からの距離**(300m以上or未満)や**土地の傾斜**(30°以上or未満)を適用。

区分		土地の傾斜	
		30°未満	30°以上
林道からの距離	300m以上	(※)	林業経営に不適 (市町村が自ら管理)
	300m未満	林業経営に適 (林業経営者へ再委託)	(※)

※グレーゾーンについては、人工林の面的まとめ、森林作業道の開設状況、周辺における森林経営計画の作成状況、民家等からの距離等から判断

- 上記の考え方をもとに、①で抽出した意向調査対象森林を**市町村が自ら管理する森林**と**林業経営者への再委託に進める森林**に区分。

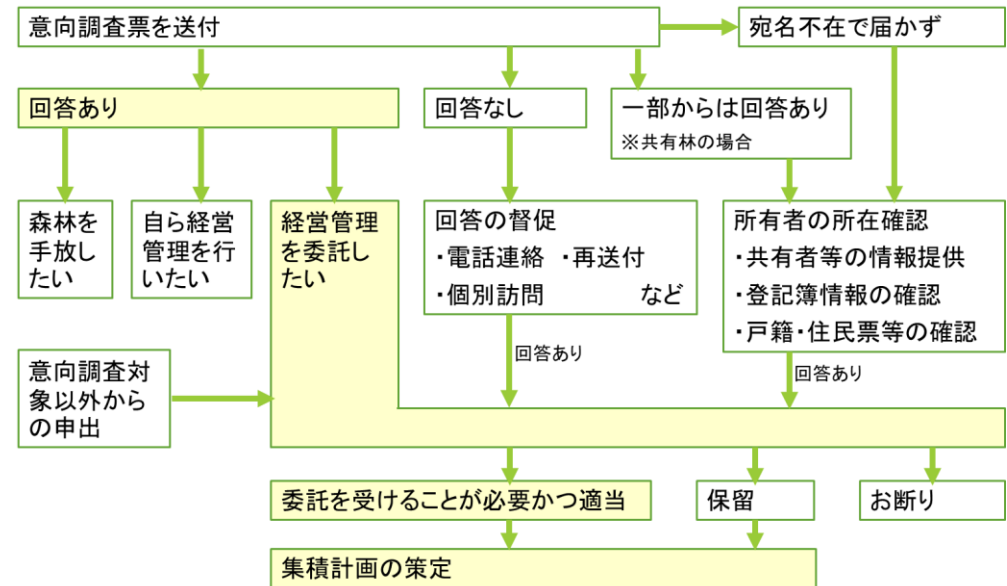
### ③ 優先順位、取組方針の決定

- ①、②の結果について、都道府県、森林総合監理士、森林組合、事業者等の**関係者と意見交換**を行い、**市町村としての意向調査の取組方針**や**優先順位の考え方**を決定。

### ③ 意向調査の実施

- 意向調査では、①集積計画対象森林についての**経営管理の現況**、②集積計画対象森林についての**経営管理の見通し**、③その他参考となるべき事項について、森林所有者の意向を把握。
- 意向調査の結果は、集積計画の策定検討に当たっての重要な情報となるため、調査の趣旨と内容を十分に理解した上で森林所有者に回答してもらうことが重要。このため、都道府県の出先機関や森林施業プランナー、自治会関係者等と連携しながら、集落座談会の開催や市町村の広報等を活用した制度の周知などを行うことが望ましい。

#### 【意向調査の回答に応じた取組の流れ】



- 意向調査の結果、「市町村への委託を希望」と回答があった森林であって、**市町村が経営管理の委託を受けることが必要かつ適当と認める場合には**、集積計画を策定。
- 意向調査の回答から集積計画の作成までの期間については定めはないが、所有者の意向に変化がないよう**1年以内**に対応することが望ましい。

#### 意向調査票 (施行規則第3条を参照)

##### 1 集積計画対象森林についての経営管理の現況

- ・現在の管理や手入れの状況
- ・過去に行った管理や手入れの状況(施業履歴の有無) など

##### 2 集積計画対象森林についての経営管理の見通し

- ・自ら経営管理するか、経営管理を委託したいか
- ・事業体への受委託契約を望むか、森林経営管理制度を望むか
- ・どのような経営管理を望むか など

##### 3 その他参考となるべき事項

- ・山林の所有状況(相続の発生、売買の有無等)
- ・森林の場所、境界の把握有無 など

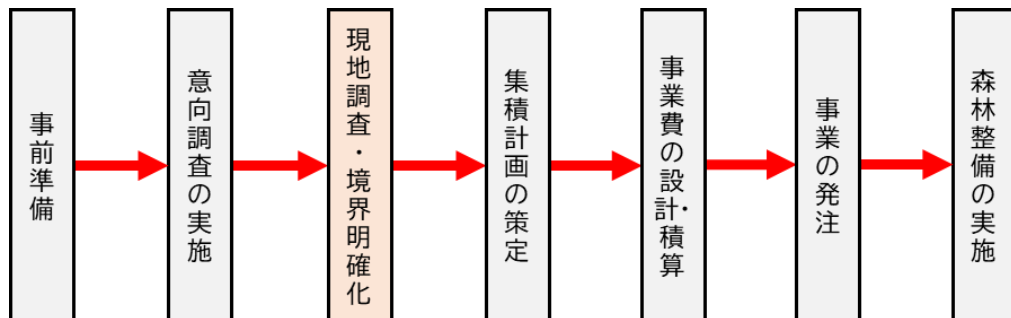
- 意向調査実施後は、調査の結果把握した**所有者情報等を林地台帳に反映**し、情報基盤を整えておくことも重要。



## ④ 現地調査と境界明確化の実施

- 森林所有者から経営管理の委託を受けるにあたっては、森林整備の必要性や具体的な経営管理の内容を判断するため、現地確認や立木調査等の現地調査を実施。現地調査の結果をもとに、事業費の積算や収支計算を行い、対象森林の林業経営の適否を判断。
- さらに、森林整備を実施する場合、森林の境界について、所有者間で合意形成を図っておくことが必要。特に、地籍調査が未実施の地域においては、経営管理権を設定する森林の範囲を明確にするためにも、境界明確化の取組が重要。

### 【現地調査等の取組の流れ】



※上記のほか、「意向調査実施前」や「集積計画策定後～事業発注前」に実施するパターンもある。

### 現地調査

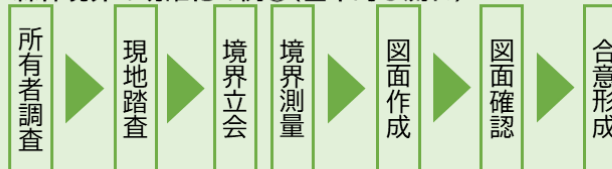
- 現地調査を実施するにあたっては、森林の現況(ha当たりの本数、直径、樹高など)や林道からの距離などを調査し、森林整備の必要性や林業経営の適否を判断。
- 調査結果から、森林整備の事業費の積算を行い、収支計算の結果から再委託の可否を判断。
- さらに、所有者説明にも活用できるよう、森林の現況と今度の経営管理の方針を定めた「施業プラン書」などの作成も検討。

### 境界明確化

- 森林の経営管理の委託を受けるにあたっては、森林の境界について所有者間で合意形成を図っておくことが必要。
- ただし、筆界の特定までを林務部局において実施する必要はない。現地立会を求めたり、現地立会が困難である場合は、図面上での合意形成を図るなど、何らかの方法により、合意形成の履歴を担保。

例) 空中写真、現地写真、図面、同意書を所有者に郵送し、異存がなければ、所有者が署名押印等の上、返信してもらう など

#### □ 森林境界の明確化の例①(基本的な流れ)



所有者調査  
森林簿、登記簿、地元精通者への聞き取り等により調査

現地踏査  
境界の手がかり等を調べつつ、確認

#### □ 森林境界の明確化の例②(現地立会が困難な場合)



境界立会/境界測量  
関係者立会の下、境界を決め、杭を打ち、GPS機器等で測量

図面作成  
測量の結果を図面に反映

図面確認  
集会所等での確認

## ⑤ 集積計画の策定

- 市町村は、意向調査において、森林所有者が市町村に経営管理権を設定することを希望した森林や森林所有者から市町村に経営管理権の設定の申出があった森林について、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合は、集積計画を作成。
- 集積計画は、関係権利者全員の同意が得られている必要。集積計画について、関係権利者全員から同意を得た後、集積計画を定めた旨を公告することで、市町村に経営管理権が設定。

### 【集積計画策定の流れ】

#### 集積計画案の作成

- 市町村森林整備計画の位置づけ、法制限の有無等の確認 (法第4条第4項)  
(標準的な施業の実施時期、推進すべき施業の区域、造林の対象樹種、保安林の指定有無 など)
- 市町村の考え(何年預かるか、市町村自ら管理か、林業経営者に再委託か など)
- 森林所有者の意向(主伐を望むか、間伐を望むか、何年預けたいのか など)

#### 同意取得

(法第4条第5項)

- 森林所有者の同意(確認書【別記様式第6号】への記名・押印、集積計画への押印)
- 関係権利者の同意(集積計画への押印)

境界の明確化(合意形成)も併せて実施

#### 集積計画の公告・縦覧

(法第7条、規則第5条)

- インターネット等を活用し、集積計画を公告・縦覧
- 森林所有者に写しの送付

- 集積計画は、森林所有者ごとに作成(共有林において、共有者の構成や持分の割合が一部でも異なれば、それぞれ集積計画を作成)。
- 集積計画には、次の事項を定める(詳細は「事務の手引(その1)」P26参照)。

#### 集積計画の記載事項 (法第4条、規則第2条)

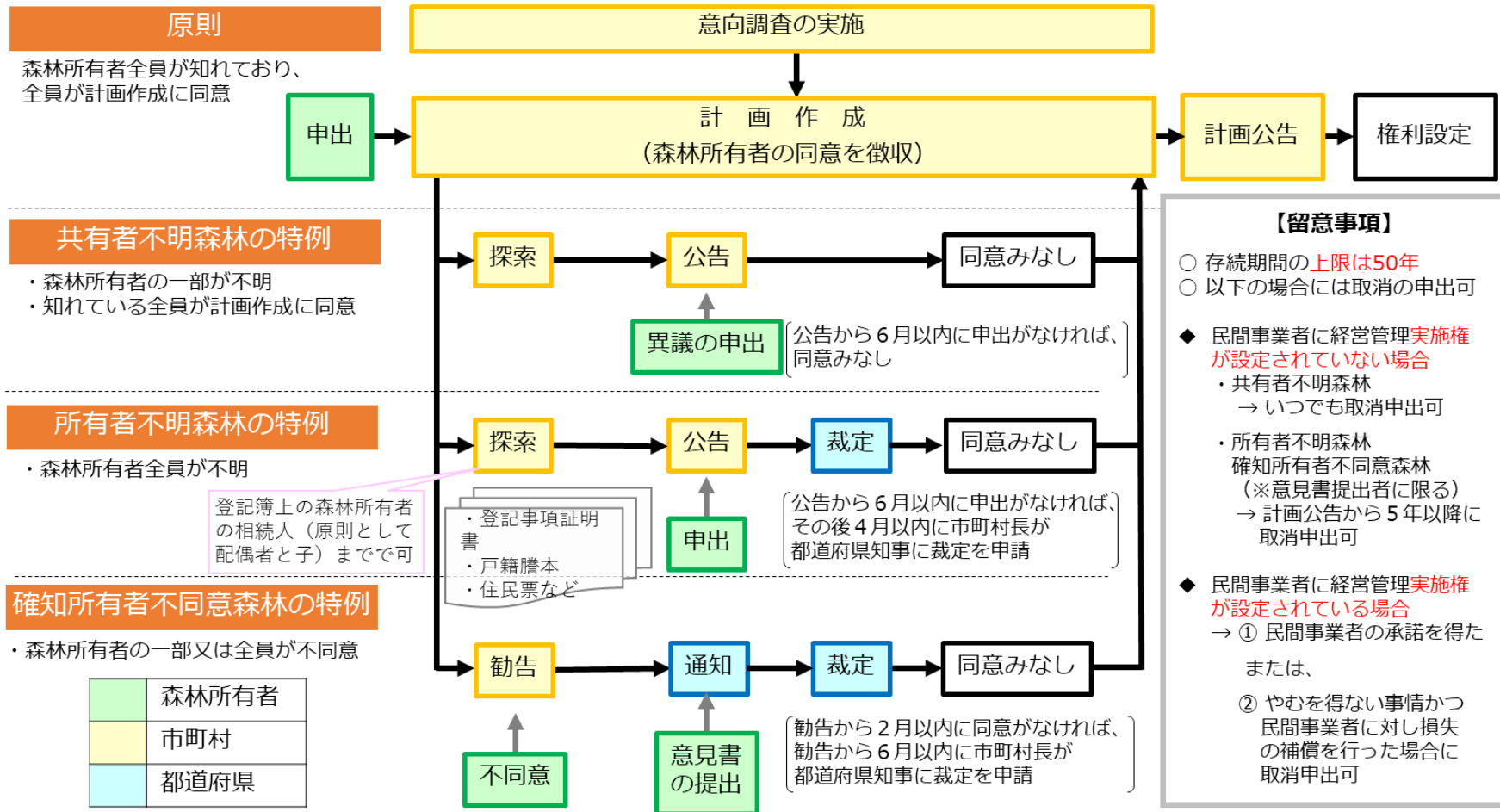
- ①森林の所在、地番、地目、面積
- ②森林所有者の氏名又は名称、住所
- ③経営管理権の始期、存続期間
- ④経営管理の内容
- ⑤金銭の算定方法、支払時期、相手方、方法
- ⑥経営管理権に係る法律関係

- 集積計画を定めるにあたっては、関係権利者全員の同意が得られている必要があるため、森林所有者から得た情報及び登記簿情報より関係権利者の把握を行う。
- 集積計画は行政計画であり、公告することによって権利が設定。市町村は、インターネットの利用、その他の適切な方法により公告を実施。

## ⑥ 所有者不明森林等に係る特例措置

- 集積計画は、森林所有者をはじめとする**関係権利者全員の同意が必要**となるため、**森林所有者の全部又は一部が不明な森林**については、通常の手続きでは、集積計画を策定することができない。
- しかしながら、森林経営管理法では、森林所有者の全部又は一部が不明な森林であっても、**一定の手続きを経て、集積計画を策定することが可能**となるよう、特例を措置。

### 【所有者不明森林等に係る特例措置の取組の流れ】





## ⑦ 配分計画の策定

- 市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者への再委託を行う（民間事業者に経営管理実施権を設定する）場合に、配分計画を作成。
- 配分計画の作成にあたっては、都道府県が公表した民間事業者の中から、市町村が経営管理実施権を設定する民間事業者を選定。選定した民間事業者から配分計画への同意を得た後、同計画を定めた旨を公告することで、民間事業者に経営管理実施権が設定される。

- 配分計画を定める場合には、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者を都道府県が公表している民間事業者から、公正な方法により選定するとともに、選定の過程の透明化を図るように努める必要がある（法第36条第3項及び第4項）。
- 具体的には、
  - ①都道府県が公表している民間事業者に対して、配分計画に記載する内容について、提案を求め、
  - ②提案を適切に審査・評価し、
  - ③提案を求めるにあたっては、あらかじめ提案を求める旨とその評価の方法を公表するとともに、
  - ④評価結果の公表を行う。
- なお、経営管理実施権は、経営管理権の範囲内で設定するため、企画提案書を審査するにあたっては、企画提案の内容が集積計画の内容を踏まえたものであるかについて留意が必要。

### 【配分計画策定の流れ】

#### 企画提案を求める事前準備

- ① 選定委員会の設置（要綱の作成）
- ② 審査基準の作成
- ③ 選定要領の作成

①②は変わらないなら一度作って公表すればOK

（委員会の設置は過程の透明化を図る一手段）

#### ①選定委員会要綱

- ・委員会の目的
- ・委員
- ・委員の任期
- ・委員の職務 等

#### 企画提案の募集（約1か月）

- 選定要領の公表
- 民間事業者へ通知

（注）経営管理実施権の設定を希望する全ての民間事業者あて  
→これも、公正な方法による選定のため

（審査基準は省令に基づく必須事項）

#### ②審査基準

- ・審査項目
- ・審査基準
- ・処理期間 等

#### 事業者選定（約1週間）

- 選定委員会の開催、審査・評価
- 結果の公表、通知

③は提案を求めるために作成し、公表

#### ③選定要領

- ・対象森林
- ・選定方法
- ・選定スケジュール
- ・提出書類 等

民間事業者へ協議（同意を得た）上で、経営管理実施権配分計画を作成・公告

## ⑧ 事業発注

- 森林経営管理制度の事務は、意向調査の準備業務から意向調査、集積計画の策定、森林整備の事業発注など多岐にわたるため、外部委託による民間活力を活用しながら、制度に係る実務を進めていくことが重要。
- 各種事業の発注に当たっては、林野庁が提示する業務参考資料や森林整備事業の歩掛、治山林道必携、都道府県提供資料、林業事業体の見積書などを参考にしながら積算を実施。そのほか、市町村自ら歩掛調査を行い、独自の単価設定を行っている事例もある。

### 【意向調査等の事業発注のための参考単価(業務参考資料)】

#### 1 意向調査(森林情報の収集～森林所有者の意向確認)

作業内容	1haあたり
①施業履歴整理	0.04 人日
②森林所有者への事前説明	0.04 人日
③森林情報収集(植生状況の抽出調査)	0.16 人日
④意向確認	0.10 人日
⑤事務手続き	0.06 人日
人工計	0.40 人日
人件費(人工×20,000円)	8,000 円

#### 2-1 境界の確認

作業内容	1haあたり
①境界の確認(隣接者の確認、日程調整等の準備含む)	0.80 人日
人件費(人工×20,000円)	16,000 円
境界の確認に係る不在村森林所有者加算	14,000 円

#### 2-2 境界の測量

作業内容	1haあたり
①境界測量	2.25 人日
人件費(人工×20,000円)	45,000 円

#### 3 経営管理権集積計画(案)の作成・同意取得

作業内容	1haあたり
①踏査による路網の線形調査・路網線形の合意形成	0.33 人日
②計画対象箇所の林分調査、施業方法の検討	0.80 人日
③経営管理権集積計画(案)の作成と同意取得	0.33 人日
④事務手続き	0.06 人日
人工計	1.52 人日
人件費(人工×20,000円)	30,400 円
同意取得に係る不在村森林所有者加算	14,000 円

※作業内容、歩掛り及び労賃(20,000円)は類似の取組を実施している団体からの聞き取り等を参考としているので、地域の実情に応じて調整願います。

### 【その他の参考資料】

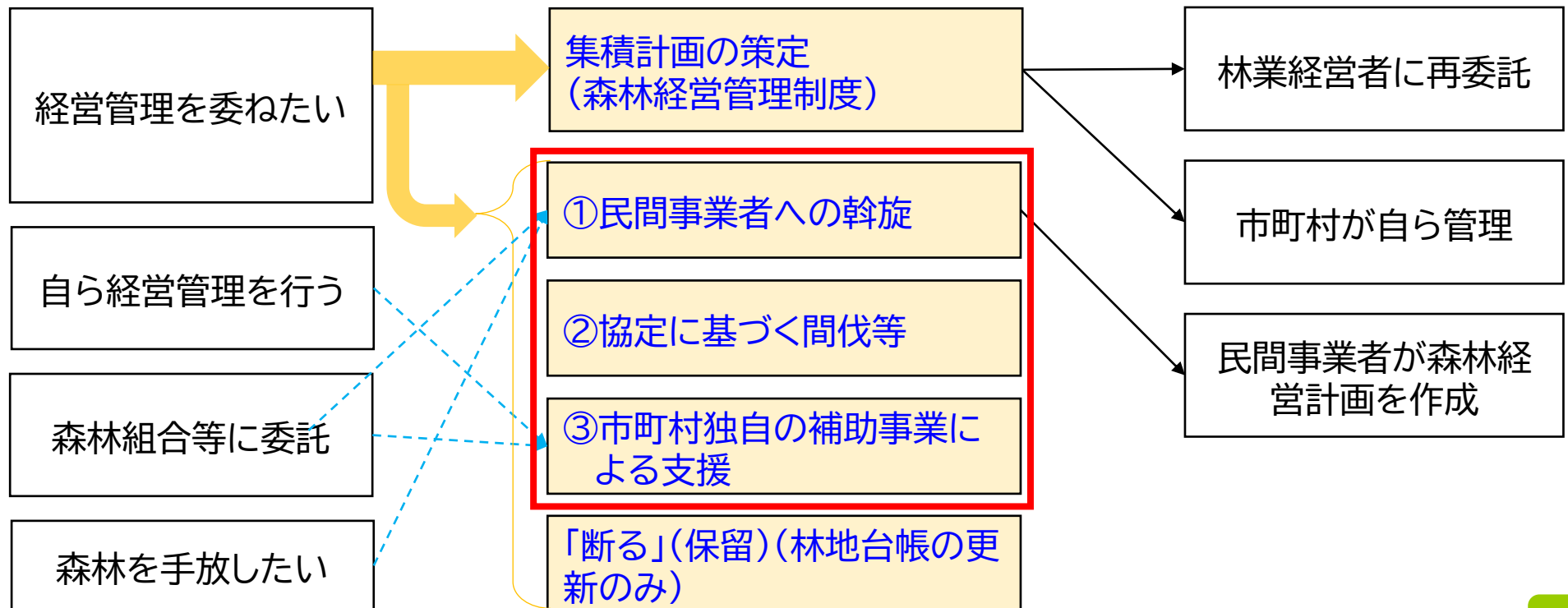
- 森林整備事業の歩掛(林野庁HP): [https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin\\_seibi/attach/pdf/index-22.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/attach/pdf/index-22.pdf)

## (2) 委託希望への対応方法

- 意向調査の結果(特に「委託希望」の森林)を踏まえて、集積計画のみならず、幅広い手法で森林整備につなげることが重要。
- 集積計画の策定を進めつつ、それが難しい場合は、①民間事業者への斡旋、②市町村との協定に基づく間伐実施、③市町村独自の補助による間伐支援などの実施を検討。
- 「断る」ことも選択肢の一つ。

### <森林所有者の意向>

### <対応方法>



# ① 民間事業者への斡旋

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、例えば、同意取得の段階で森林所有者が民間事業者への委託を望む場合（「所有者還元がなければ同意しない」など）、地域の民間事業者が当該森林の経営管理に関心を示している場合、経営管理を受託できる民間事業者が事実上1者のみである場合（もしくは、周辺の森林のほとんどで、特定の者による森林経営計画が立てられている場合）などは、集積計画を作成するのではなく、民間事業者に情報を斡旋することが効果的。
- 情報提供に当たっては、個人情報の取扱いに留意しつつ、受託を希望する可能性がある者に公平に提供することが必要。

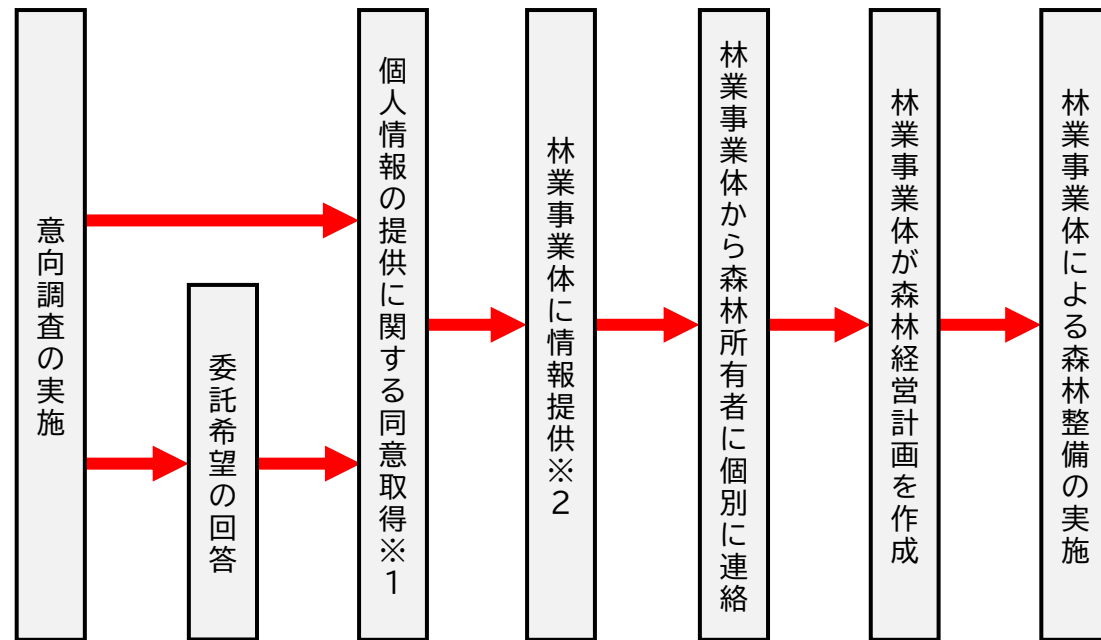
## ① 個人情報の取扱い

- 意向調査結果は個人情報であることから、民間事業者に情報提供に当たっては、森林所有者の同意を取ることが必要。
- 「個人情報の提供に関する同意取得」の方法は、
  - ・意向調査票で個人情報の提供可否について記載する、
  - ・意向調査票において、連絡先を記載する欄を設け、電話連絡等により、個別に確認するなどの対応が想定される。

## ② 情報の提供先

- 情報提供に当たっては、受託を希望する可能性がある者に、公平に提供することが必要。
- 情報提供をする林業事業者の範囲については、
  - ・都道府県が公表しているリストに掲載されている者、
  - ・管内で森林整備の実績がある者、
  - ・市町村で独自に設定した登録事業者など、公平性に考慮して決定することが望ましい。

## 【想定される取組フロー】



※1: 意向調査票で個人情報の提供可否について確認することも可能。

※2: 提供する情報の範囲は、該当する森林の位置、所有者情報(氏名、住所、連絡先)、意向調査の回答結果などが想定される。

## ② 市町村との協定に基づく森林整備

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、例えば、災害防止等の観点で地域住民から、早急な間伐等の実施を求められている場合、県税事業等により、従前から協定に基づく間伐を実施している場合などは、集積計画の策定によらず、協定に基づく事業実施も選択肢。
- 具体的には、市町村と森林所有者との2者協定(又は民間事業者も加わった3者協定)を締結し、市町村の負担による間伐等を実施(※財源には森林環境譲与税も活用)。

- 協定は、市町村と森林所有者の2者協定、もしくは、市町村と森林所有者と林業事業者の3者協定を締結。
- 森林整備の実施方法については、市町村が事業発注する方法や森林所有者(林業事業者)に補助する方法などがあるため、地域の実情に応じて方法を選択。
- 事業発注に係る設計・積算に当たっては、
  - ①公有林整備で使用している歩掛や仕様書、
  - ②森林整備事業の作業工程や治山林道必携の歩掛、
  - ③都道府県提供資料などを参照にして対応。

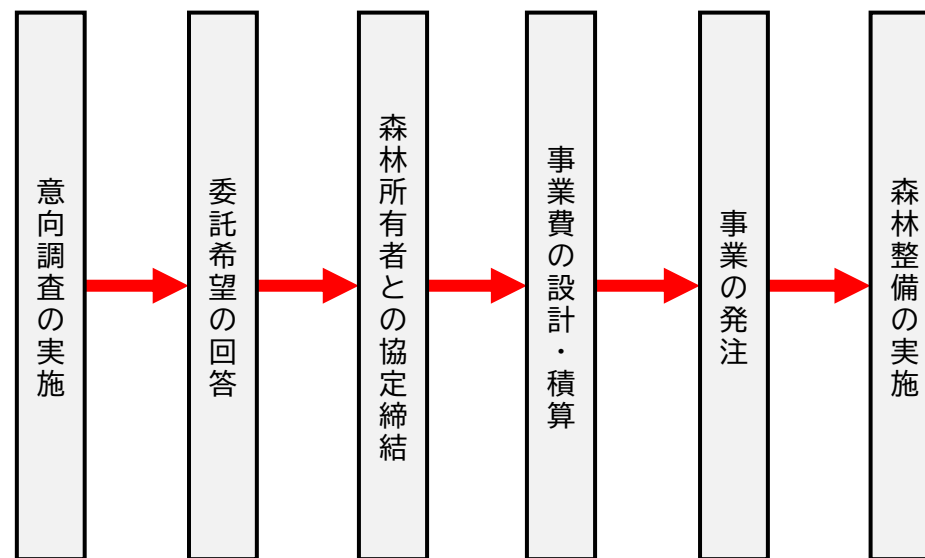
### 協定書の主な記載項目

- ✓ 目的、期間
- ✓ 対象森林
- ✓ 協定の内容(整備の内容)
- ✓ 費用負担
- ✓ 甲乙の責務・義務(10年間の非皆伐等)
- ✓ 損害賠償(自然災害等)
- ✓ 協定の承継(所有権の移転等)
- ✓ その他事項(甲乙協議)

### 【留意事項】

- 協定に基づく森林整備は法律に定めがないことから、協定の内容等の詳細は、各市町村の実情に応じて、他市町村の事例も参考に検討する必要。
- 同意を取得する範囲も、森林所有者全員の同意を取るのか、持ち分の過半の同意をとるのか等、それぞれで判断。

### 【想定される取組フロー(市町村が事業発注する場合)】



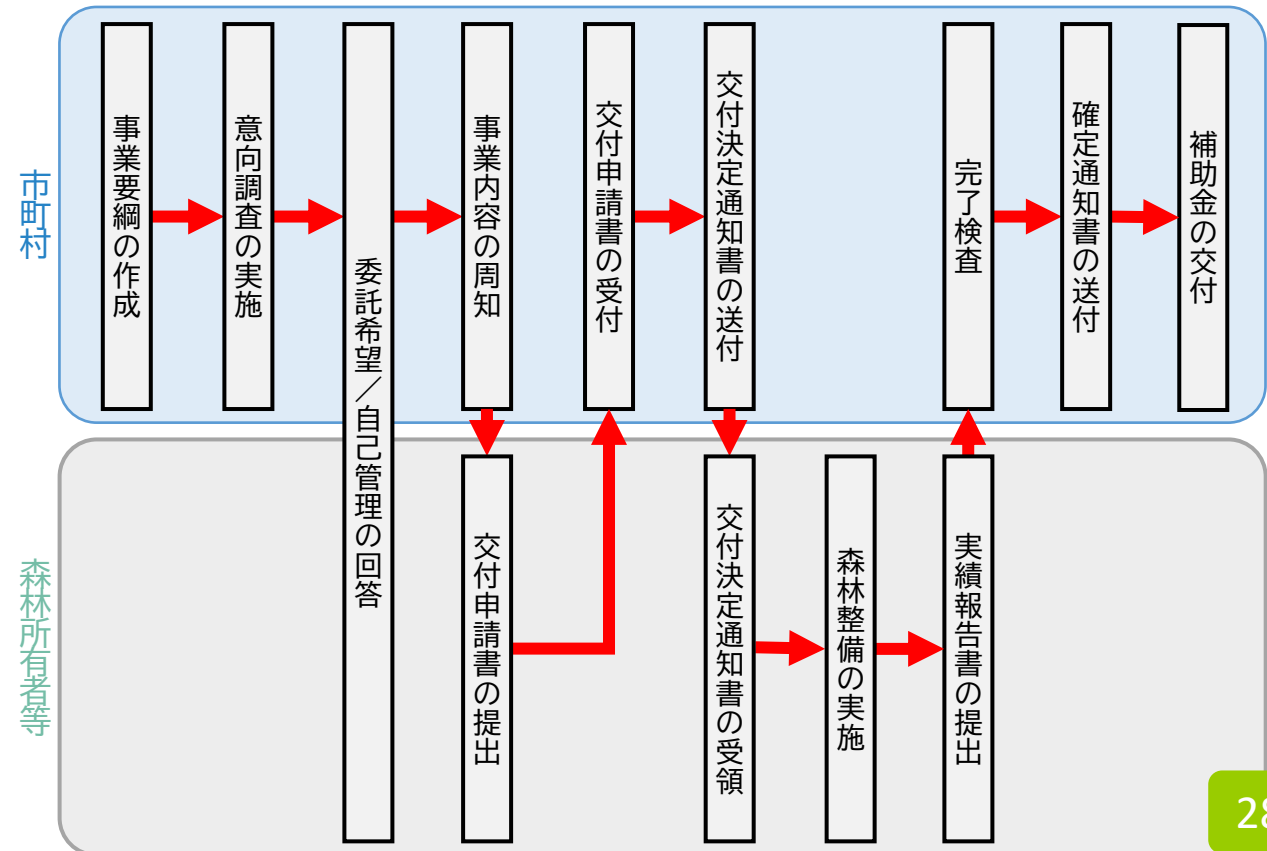


### ③ 市町村独自の補助による間伐支援

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、当該箇所の受託が市町村の取組方針と合致せず、集積計画を定めないと判断した場合や、小面積・飛び地であるなど、集積・集約化が困難であると判断された場合は、市町村としての対応を保留せざるを得ないが、森林整備につなげるために、森林所有者に対して、補助事業の活用を促すことが効果的。
- 具体的には、市町村独自の補助事業(例:切捨間伐 20 万円/ha 等)を創設して、森林所有者自らによる間伐等の実施を支援(※財源には森林環境譲与税も活用)。

#### 【想定される取組フロー】

- 意向調査の結果、「委託希望」の回答があった森林に限らず、「自己管理」と回答のあった者に対しても、事業内容を周知するなど、幅広く取組を周知。
- 森林組合等の事業実施主体と連携して、当該補助事業の活用を促す場(地元説明会等)を設定するなど、事業が有効活用されるように取組を工夫。
- 意向調査の成果をもとに、林地台帳を更新するとともに、補助事業(森林整備)の実績も管理。



## まとめ

- ✓ 令和3年度末時点で、意向調査や申出に対応した市町村が975、集積計画を策定した市町村が262となるなど、森林経営管理制度の取組は大きく前進。
- ✓ 他方、依然として、検討・準備段階にある市町村も一定数存在。また、意向調査の実施後、「委託希望」の森林の取扱いに苦慮している市町村もあり。
- ✓ 意向調査が未実施の市町村においては、関係者ととも、森林経営管理制度の活用方針を議論した上で、意向調査の着実な実施をお願いしたい。
- ✓ 既に意向調査を進めている市町村においては、意向調査の結果を踏まえて、集積計画以外の手法も活用しながら、森林整備の実施に繋げて頂きたい。



## 4.森林環境譲与税の更なる活用

# (1) 森林環境税・森林環境譲与税の経緯

- 森林整備のための財源確保については、昭和60年代の「**水源税構想**」の議論に始まる。
- 平成3年に「**森林交付税**」の創設が提唱。「森林交付税創設促進連盟」等が全国規模で運動を展開。
- 林野庁は、**平成16年から、森林吸収源対策の財源となる税の創設を要望**。平成30年度税制改正で、平成31年度に森林環境税・森林環境譲与税を創設することが決定。

## 【水源税構想】

- ・昭和60年に、林野庁は、森林の水源涵養機能を確保するため、「**水源税**」の導入を要望。各界の賛否が分かれ、見送り。
- ・昭和61年に、林野庁要望の水源税構想と建設省要望の流水占用料改正を一本化した「**森林・河川緊急整備税**」の導入を要望。再び、見送り。

## 【森林交付税構想】

- ・平成3年に、和歌山県本宮町長は、地方交付税の枠外に「**森林交付税**」を創設することを提唱(一般財源又は地方交付税の組み換えを想定)。以後、構想に賛同する市町村と市町村議会議員は「森林交付税創設促進連盟」等を結成して、全国規模で運動を展開。

## 【全国森林環境税構想】

- ・平成15年に、森林交付税構想を推進してきた市町村は、「**全国森林環境・水源税**」(水や二酸化炭素排出源への課税を想定)の創設を求める方向に、運動方針を転換。
- ・平成18年に、「全国森林環境・水源税」の名称から「水源」を削除して、以後、「**全国森林環境税**」の創設を求める運動を展開。

## 【都道府県の独自課税】

- ・平成15年に、**高知県は、都道府県で初めて「森林環境税」**を導入。
- ・平成28年までに、**37府県**が森林整備を主な目的とする独自課税を導入。

## 【森林吸収源対策のための財源の確保に関する検討】

- ・林野庁は、**平成16年以降**、平成17年に発効した「京都議定書」に基づき、温室効果ガスの排出削減に向けた森林吸収量の確保に必要な間伐等を推進するため、**森林吸収源対策のための財源となる税の創設を継続的に要望**。
- ・平成24年度に、「地球温暖化対策税」が導入されたが、森林吸収源対策は、使途に含まれず。
- ・林野庁は、**平成25年度以降、「森林環境税」の創設を継続的に要望**。
- ・平成30年度与党税制改正大綱で、「平成31年度税制改正において、**森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する**」ことが決定。

資料:遠藤真弘(2015) 森林環境税. 調査と情報, No.875, 林野庁(2018) 平成29年度森林・林業白書.

## (2) 森林環境税・森林環境譲与税の概要

- パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設。

### 1. 森林環境税 [令和6年度から課税]

納税義務者等: 国内に住所を有する個人に対して

課する国税

税率: 1,000円(年額)

賦課徴収: 市町村が個人住民税と併せて

賦課徴収

国への払込み: 都道府県を經由して全額を国の

譲与税特別会計に払込み

その他: 個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関して所要の措置

### 2. 森林環境譲与税 [令和元年度から譲与]

譲与総額: 森林環境税の収入額(全額)に相当する額

譲与団体: 市町村 及び 都道府県

使途:

(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用  
(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準:

(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分  
※私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

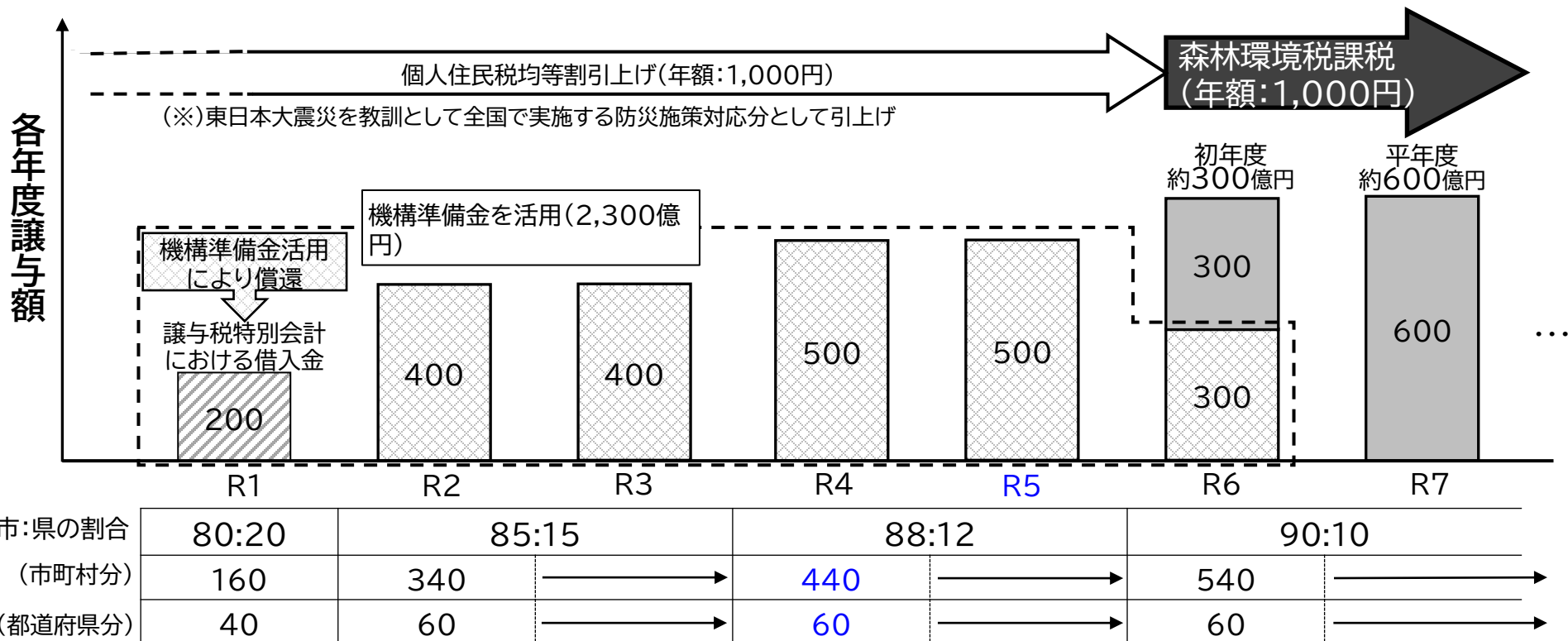
使途の公表: インターネットの利用等の方法により公表

### 3. 経過措置

- 令和5年度までの譲与税財源は、暫定的に譲与税特別会計における借入金を充て、借入金の償還は後年度の森林環境税の税収を充てることとしていたが、令和2年度より、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとした。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

### (3) 森林環境譲与税の譲与額・譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
  - 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
  - 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
- (制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



#### 【譲与基準】

市町村分	50% : 私有林人工林面積 (※以下のとおり林野率による補正)	
	20% : 林業就業者数	
都道府県分	30% : 人口	
	市町村と同じ基準	

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

## (4)「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」における使途

(趣旨)

第一条 この法律は、**森林**(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林をいう。以下この条及び第三十四条第一項において同じ。)の**有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み**、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び都道府県が実施する**森林の整備及びその促進に関する施策**の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

(森林環境譲与税の使途)

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を**次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。**

一 **森林の整備に関する施策**

二 **森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用**(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第二条第三項に規定する木材の利用をいう。)の**促進**その他の**森林の整備の促進に関する施策**

2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策

二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策

三 前項第二号に掲げる施策

3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、**インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。**

## (5) 森林環境譲与税の実績①

- 森林環境譲与税による市町村の主な取組実績は、ほとんどの項目で毎年増加。
- 例えば、令和3年度の森林整備面積は、令和元年度の約5倍となるなど、着実に取組は進展。

### ■ 森林環境譲与税の市町村における主な取組実績(令和元年度～3年度)

区分	主な取組実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度
間伐等の森林整備関係	意向調査実施面積	約12.5万ha	約21.6万ha	約18.0万ha
	森林整備面積 (うち間伐面積)	約5.9千ha (約3.6千ha)	約17.9千ha (約10.3千ha)	約30.8千ha (約14.2千ha)
	森林作業道の整備	約89千m	約233千m	約406千m
	林道・林業専用道の整備	約1千m	約5千m	約14千m
人材の育成・担い手の確保	研修等の参加者数	約6.5千人	約5.0千人	約6.4千人
木材利用・普及啓発	木材利用量	約5.4千m <sup>3</sup>	約13.4千m <sup>3</sup>	約22.5千m <sup>3</sup>
	イベント、講習会等	約900回	約1000回	約1800回
	参加者等	約88千人	約56千人	約125千人

## (5) 森林環境譲与税の実績②

- ▶ 令和元年度、令和2年度における森林環境譲与税の執行率は半分以下。譲与額の半分以上が基金積立。
- ▶ 執行率は年々増加し、令和4年度は、市区町村で譲与額の78%を執行。令和5年度は106%の予定。
- ▶ 令和6年度から森林環境税の徴税が始まる中、譲与税を確実に執行するとともに、成果を国民に示していくことが急務。

### ■ 森林環境譲与税の活用額(令和元年度～4年度は実績、令和5年度は予定)

		R1決算	R2決算	R3決算	R4決算 【速報値】	R5予定 【速報値】
市区町村	活用額	65億円 (41%)	163億円 (48%)	217億円 (64%)	341億円 (78%)	467億円 (106%)
	譲与額	160億円	340億円	340億円	440億円	440億円
都道府県	活用額	31億円 (78%)	47億円 (78%)	53億円 (88%)	58億円 (97%)	67億円 (112%)
	譲与額	40億円	60億円	60億円	60億円	60億円
合計	活用額	96億円 (48%)	210億円 (53%)	270億円 (68%)	400億円 (80%)	534億円 (107%)
	譲与額	200億円	400億円	400億円	500億円	500億円

※ R4決算の金額については、令和5年6月時点で自治体への聞き取り結果をとりまとめたもの

※ R5予定の金額については、令和5年3月時点で自治体への聞き取り結果をとりまとめたもの

※ ( ) 内の数値は、当年度譲与額に対する当年度活用額の割合を示したたもの



## (6) 森林環境譲与税を活用して実施可能な取組の例

➤ 国で、譲与税を活用して実施可能な取組例のリストを作成し、都道府県・市町村へ提供。

【森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について(令和5年6月)より抜粋】

森林整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林経営管理制度等に基づき、市町村が発注者となって実施する、間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備</li> <li>○所有者や森林組合等が実施する、間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備への補助(上乘せを含む)</li> <li>○所有者への意向調査、所有者探索、境界測量の実施</li> <li>○林道や森林作業道の開設や維持修繕</li> <li>○里山林や竹林の整備</li> <li>○市町村が発注者となって実施するスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替え</li> <li>○植栽箇所における防獣ネットの設置</li> <li>○松くい虫やナラ枯れ等の被害木の伐倒・薬剤散布</li> <li>○台風により発生した風倒木の搬出処理</li> <li>○友好都市や上下流の関係にある他自治体の森林整備の費用を負担 等</li> </ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規就業者等の人材育成研修や技術指導、資格取得に係る経費の補助</li> <li>○高性能林業機械の借り上げ又は購入経費の補助</li> <li>○林業大学校等の研修生への交通費、資格取得、実習等への支援</li> <li>○林業技術者を養成するアカデミーの運営や技術研修会の実施</li> <li>○森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用 等</li> </ul>
木材利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設の木造化・木質化、木製什器の設置</li> <li>○多数の者が利用する民間建設物の木造・木質化への補助</li> <li>○地域産の木材を使った小物を記念品として贈呈 等</li> </ul>
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林に関する市民講座、シンポジウム、木育イベント等の開催</li> <li>○都市部自治体の住民を対象とした山村部への林業体験ツアー等の開催</li> <li>○山村部自治体における、森林環境教育プログラムやパンフレットの作成、受け入れ体制の整備 等</li> </ul>

※ これらの例示以外でも、各地域の実情に応じた創意工夫による取組を実施いただくことが可能です。

※ 森林環境税は国民の皆様の協力のもと創設されたものであり、国民の皆様の理解が得られるかという点についても留意して、取組を進めるようお願いいたします。

# 森林環境譲与税の取組状況に関する報道(令和4年1月以降の主なもの)

令和4年

1月31日 共同通信

「森林資金、5割超未支出 19~20年度、271億円 人口考慮で都市優遇 制度変更要求の可能性も」

3月12日 朝日新聞

「森林環境税 とっても余る？ 別財源で先行配分 使ったのは5割弱・228億円」

5月22日 読売新聞

「森林環境税 見直し案 先行制度 配分5割使われず」

6月10日 東京新聞

「森林環境税 実効性高める工夫を」

11月6日 共同通信

「森林整備の資金、山間部を増額 政府与党、24年度にも」

12月27日 日本経済新聞

「復興税、森とミサイルに変身 理屈より『取りやすさ』優先」

12月29日 共同通信

「森林資金なお47%未消化 19~21年度、市区町村分」

令和5年

1月6日 日本農業新聞

「森林整備の資金未消化 市区町村配分の47% 有効活用が課題」

6月6日 テレ朝NEWS

「渋谷区にも交付！？ 森林環境税「1人1000円」徴収へ」

8月7日 日本経済新聞

「森林環境税、国と地方で「二重取り」」

5/26  
「森林環境税」  
Twitter  
トレンド入り

# (7) 森林環境税・森林環境譲与税の広報－① 林野庁のパンフレット

- 森林環境税・森林環境譲与税と森林経営管理制度について、国民の皆様に分かりやすくお伝えするため、**制度概要や市町村の取組事例を紹介するパンフレット**を作成。
- 各種イベントや自治体窓口等で、一般向けに配布していくことを想定。

## ■ 森林環境税・森林環境譲与税等のPRパンフレット

**森林を活かすしくみ** 林野庁 総務省

“森林環境譲与税”を活用した森林の整備

日本の森林は、国土の約7割。この豊かな森林が持つ多くの機能を活かすには、森林をしっかりと整備していく必要があります。しかし、林業の採算性の低下や、所有者が不明な森林の顕在化、担い手の不足などにより、手入れ不足の森林が増えています。このような中、令和元年度に、市町村による森林整備等の財源として「森林環境譲与税」の導入が、市町村が私有林の経営管理を受け持つ仕組みとして「森林経営管理制度」がスタートしました。

**森林の代表的な機能**

日本のCO<sub>2</sub>削減量のうち、9割以上は森林が吸収しています。また、木材には炭素を固定する効果があります。

**温室効果ガス削減に。**

水の浄化を促進して土砂崩れを防ぐとともに、下層で腐葉土などの堆肥が流出しないのを防いでいます。

**災害や土砂崩れを防ぐ。**

農家が農薬を撒いて土中に浸透させることで、川への農薬流出を軽減するとともに、水を守っています。

**雨水を地中に浸透させる。**

森林環境税・森林環境譲与税と森林経営管理制度の導入背景を分かりやすく解説。

全国の市町村で森林環境譲与税を活用して、森林を持続的に活かしていく取組が広がっています

**森林の整備**

関係者の協働で、取り組む。

平成22年の台風被害を契機に森林の災害防止施設への整備が高まっていることから、森林経営管理制度により、手入れ不足の私有林の経営管理を行っています。令和3年度には、205の自治体の所有する私有林の整備を実施するとともに、関係11ヵ所を実施しました。

**秋田県 大館市** 令和3年度予算額：43,123千円  
私林戸数：12,000戸  
面積：79.2ha  
JDI：49,877千円  
面積：36.1ha

森林経営管理制度等の創設を機に市の体制を充実させ、秋田県庁と連携して、森林整備等の促進に努めることと取り組んでいます。令和3年度には、新たに78.6haの市に集積し、1.2haを森林経営管理者に委託したほか、PFI活用による防災設備も実施しました。

**静岡県 小山町** 令和3年度予算額：4,373千円  
私林戸数：2,000戸  
面積：21.5ha  
JDI：19,668千円  
面積：10.1ha

平成22年の台風被害を契機に森林の災害防止施設への整備が高まっていることから、森林経営管理制度により、手入れ不足の私有林の経営管理を行っています。令和3年度には、205の自治体の所有する私有林の整備を実施するとともに、関係11ヵ所を実施しました。

**高知県 いの町** 令和3年度予算額：41,568千円  
私林戸数：12,000戸  
面積：79.2ha  
JDI：49,877千円  
面積：36.1ha

山間地域の竹林の拡大や荒廃に対応するため、竹の伐採やヤブ草刈等の作業を実施しています。令和3年度には、竹林面積23.1ha、ヤブ草刈6.6haの作業を実施しました。量販の改善を通じて、住民の山間地域への関心の高まりにつながっています。

持続的な森林管理の、担い手の育成

地域の木材利用等へ、森林環境譲与税の活用

**人材の育成**

森林整備の担い手を育成するため、関係等に興味がある山主やボランティア希望者向けに、森林整備の知識や技術が習得できる講座を開催しています。令和3年度には講座11講座とし、合計427人が参加し、農業や観光に関する関係イベントも実施しています。

**愛知県 岡崎市** 令和3年度予算額：48,143千円  
私林戸数：11,000戸  
面積：14.5ha  
JDI：28,848千円  
面積：10.1ha

森林整備の担い手を育成するため、関係等に興味がある山主やボランティア希望者向けに、森林整備の知識や技術が習得できる講座を開催しています。令和3年度には講座11講座とし、合計427人が参加し、農業や観光に関する関係イベントも実施しています。

**島根県 美郷町** 令和3年度予算額：2,431千円  
私林戸数：1,170戸  
面積：18.6ha  
JDI：4,356千円  
面積：10.1ha

新たな担い手の確保に向けて、町や林業事業者等が連携し、パンフレットの作成や研修大学等の学外向け研修会の開催等により、町民の関心を高めています。また、林業作業員の労働環境の改善のため、安全装備品の提供も実施しています。

**神奈川県 川崎市** 令和3年度予算額：133,714千円  
私林戸数：16,000戸  
面積：16ha  
JDI：138,202千円  
面積：10.1ha

木の良さを身近に感じられる「都市の森」の実現に向け、公共施設や民間建築物への木材利用、地元産材に資する産物産出の促進を図っています。農業委員会・林業振興会等の協力をいただき、5年度以降は講座、イベントの開催を促進する関係イベントも実施しています。

**岡山県 岡山市** 令和3年度予算額：79,306千円  
私林戸数：12,000戸  
面積：79.2ha  
JDI：79,877千円  
面積：36.1ha

木材利用を通じて、住民に森林整備への関心を広げるため、施設整備やワークショップの開催など、木育や、市民参加の促進を図るとともに、関係イベントを開催し、小学生や中学生に資する取組も実施しています。

**森林環境税の仕組み**

国長の皆様から納税いただいた「森林環境税」は、国を通して「森林環境譲与税」として全ての自治体に配分されます。森林経営管理制度を創設した自治体は森林環境譲与税の活用が可能な自治体として活用されます。

**森林環境税の仕組み**

国長1,000円以内個人住民税に上乗せして納税  
納税額平均 約1,000円

自治体  
自治体長官  
自治体長官  
自治体長官

**森林環境譲与税**

自治体長官  
自治体長官  
自治体長官

**森林経営管理制度**

森林所有者自身が森林の経営管理を行う場合、市町村が自治体の森林経営管理者に委託し、森林経営管理を行います。

森林経営管理の仕組み

森林所有者  
自治体  
自治体長官  
自治体長官  
自治体長官

**森林環境譲与税を活用した自治体の取組の実績**

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
森林整備面積	45.9千ha	417.2千ha	430.3千ha
林道や森林作業道の整備	49.0km	423.8km	420.9km
木材利用量	45.4千m <sup>3</sup>	413.4千m <sup>3</sup>	422.5千m <sup>3</sup>
イベント等	490回	4100回	4180回

自治体長官  
自治体長官  
自治体長官

**お問い合わせ**

「森林環境譲与税の実施や森林経営管理制度に関すること」  
林野庁 森林整備部 森林環境課 高林課推進課 東京都千代田区真光1-2-1 電話 03-6744-2126  
「森林環境税・森林環境譲与税に関すること」  
自治体長官 自治体長官 自治体長官 東京都千代田区真光1-2-1 電話 03-6744-2126

森林環境税・森林環境譲与税と森林経営管理制度の導入背景を分かりやすく解説。

「森林の整備」は3事例(秋田県大館市、静岡県小山町、高知県いの町)、「人材の育成」は2事例(愛知県岡崎市、島根県美郷町)、「木材の利用や普及啓発」は2事例(神奈川県川崎市、岡山県岡山市)を掲載。

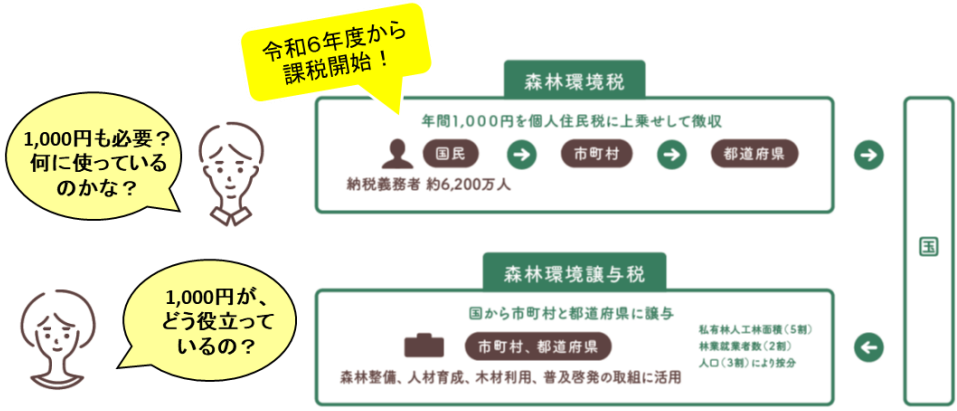
森林環境税と森林経営管理制度の仕組みを解説。また、森林環境譲与税を活用した自治体の取組実績を掲載。



# (7) 森林環境税・森林環境譲与税の広報 - 自治体における取組

## 国民一人一人が、森を支える。森林環境税

～ 令和6年度からの課税開始前にやっておくべき5つの広報 ～



### その1 使途公表ホームページは分かりやすいですか?

譲与税の使途に関心を持った方が、最初に目にする情報と言っても過言ではありません。金額と事業名だけではなく、写真や図表も交えて、分かりやすく成果や効果を伝えるホームページにしましょう!

### その2 広報誌を活用していますか?

自治体広報誌は、幅広い方々に情報を届ける有効なツールです。譲与税の特集記事を組んだり、譲与税の制度や使途を紹介するなど、積極的に自治体広報誌へ記事を掲載しましょう!

### その3 広報資料を作成・配布していますか?

独自にPR動画を作成するなど、目に触れる機会を増やす工夫も大切です。一般向け行事では、譲与税の成果を広報するパネル展示やパンフレット配布を行い、理解醸成の機運を高めましょう!

### その4 譲与税活用事業である旨を表示していますか?

譲与税が活用されていることを実感してもらう工夫も大切です。譲与税を活用した森林整備箇所への看板設置や、整備した施設・木製品への焼き印等による表示など、譲与税活用事業をしっかりPRしましょう!

### その5 譲与税活用事業のプレスリリースを行っていますか?

新聞などのマスメディアに取り上げられることも幅広い方々へのPRに有効です。譲与税活用事業は、積極的にプレスリリースを行いましょう! デジタルネイティブ世代に向けては、SNSによる情報発信も有効です。

- 令和6年度からいよいよ森林環境税の課税開始
- 森林環境譲与税が何に使われ、それがどう役立っているのか、納税者に分かりやすく、しっかり伝えることが大切
- 広報の取組事例集も参考に、広報活動を強化

## ～ 自治体における広報の取組事例 (事例集より抜粋) ～

### ① 使途公表HPの工夫 ～高知県いの町～

事業ごとに取組内容や成果を紹介する資料を作成し、譲与税の使途公表HPに掲載。

(いの町HP)  
<https://www.town.ino.kochi.jp/shigoto/riingyo/9942/>

### ② 広報誌の活用 ～岐阜県高山市～

「広報たかやま」2022年10月号に特集「林業が森林環境と暮らしを守る! 100年先を見据えた森林づくり」を掲載。

■ 広報たかやま 2022年10月号

(高山市HP)  
[https://www.city.takayama.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_001/017/282/10-all.pdf](https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/017/282/10-all.pdf)

### ③ 独自の広報資料の作成 ～兵庫県神戸市～

譲与税を活用した森林整備現場の見学会について、参加者以外へも広報・啓発を行えるよう、動画を制作し公開。

私有林の抱える課題に対する取り組み

- 私有林の整備
- 木材活用
- 林業の継承
- 人材育成
- 森林整備
- 取組結果の発信

(神戸市動画URL)  
<https://www.youtube.com/watch?v=wrti0tXF5oeA>

### ④ 事業箇所等への表示 ～秋田県横手市～

譲与税を活用して導入・作製した木製施設等に、森林環境譲与税を活用している旨の説明を表示。

■ 公園へのあずまの設置(令和2年度)における例

### ⑤ 事業のプレスリリース ～北海道北斗市～

新生児へ木製品を贈呈する事業について、令和3年6月にプレスリリースを実施。

記者発表連絡簿

赤ちゃんと北斗市産材の積み木のプレゼント  
森林環境譲与税を活用









# (7) 森林環境税・森林環境譲与税の広報－④オリジナル事例資料の作成

▶ 森林環境譲与税の取組内容について、オリジナルの事例資料を作成している例があります。

## 岐阜県下呂市

### 1 森林経営管理制度に基づく意向調査 【森林整備】

【事業の経緯】  
戦後や高度経済成長期に編み込まれたスギやヒノキなどの人工林が大きく育ち、伐期を迎えているが、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により所有者は、森林への関心が薄れ、市内の約3割の森林は管理が適切に行われていない。森林の平入不足は、災害防止や地球温暖化など森林の公益的機能の維持推進にも支障をきたす。さらに、所有者不明や境界不明瞭の問題もあり森林の管理に非常に多くの努力が必要になっている。

【事業の目的・効果】  
2019年4月にスタートした森林経営管理制度に基づき、経営管理が行われていない森林を意向調査、森林環境整備を行い、市が中核となり森林所有者と林業事業者が連携することで適切な経営管理を行っていく。整備された森林の整備は、木材利用等に活用され地域の活性化につながる効果や、森林の公益的機能が向上することで、災害発生リスクが低減され、地域の安全・安心につながる。

#### ■事業内容

森林経営管理制度による意向調査  
・地域森林監理士のアドバイス ・会計年度任用職員による事務補助。  
1 調査対象：過去10年程度休業状態がない未整備森林を所有する森林所有者  
2 調査内容：今後どのように経営や管理をしていきたいか森林の経営管理についての意向を調査

#### 3. 事業の流れ

意向調査 → 意向調査結果の整理 → 意向調査結果の公表 → 意向調査結果の活用 → 意向調査結果の活用

#### ■令和4年度意向調査実施箇所

小坂町長瀬30ha 飯沼町西上田210ha 下野野沢310ha  
金山町雪田笹岡 桐河80ha 馬場中切120ha 意向調査実施組合250ha

#### ■令和4年度予算

4,315,9千円（内譲与税 4,315,3千円）

#### ■事業スキーム

市 → 委託 → 調査 → 調査結果の活用 → 市

【URL: <https://www.city.gero.lg.jp/soshiki/15/17612.html>】

## 静岡県浜松市

### 2 林業従事者助成事業 (R2決算: 7,871千円)

○ **林業従事者が安全に作業のできる環境を整え、林業従事者の定着と新規就業者の確保を図ることを目的に次の事業を実施**  
○ 令和3年度からは、「天竜材人材育成・担い手確保事業」の一部として実施

【R2実績】

- 林業従事者安全装備品等支援事業 / 認定事業体に対し、林業従事者の安全対策に必要な装備品等の購入及び講習会等への参加、健康診断に係る経費を支援  
→ **助成林業従事者数: 184人(防護ズボン、安全靴、ヘルメット等)**
- 新規就業者支援事業 / 新規就業者等(採用から3年未満)の給料及び手当金を支援  
→ **助成新規就業者等数: 23人**



【補助金を活用して購入した安全装備品】

【URL: [https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/97325/r31018\\_r2hpkouhyou.pdf](https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/97325/r31018_r2hpkouhyou.pdf)】

## 北海道

### 令和2年度 森林環境譲与税 市町村取組事例集



北海道水産林務部林務局森林計画課

【URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/77975.html>】

### 1-1 森林整備 森林環境譲与税を活用した森林整備と制度説明会の実施

#### 旭川市

旭川市では、森林所有者等が不安定な森林整備に取り組めるよう策定した「旭川市森林整備の促進に関する条例」に基づき、森林環境譲与税を活用して、関係者等による森林環境整備を促進する制度を定めて、森林整備を推進する方針。

#### 旭川市の取り組み: 森林経営管理制度説明会

【事業内容】 意向調査対象の森林所有者向けに「森林経営管理制度説明会」を開催。  
【事業費】 3,000千円（全額国庫）  
【実施】 33区 34名出席

【問い合わせ先】 旭川市農政部長農林整備課/TEL0166-25-7459

## 東京都

### 都内連携・多摩産材利用 東京都 中央区 (地球温暖化対策推進事業「中央区の森」)

● 中央区は、行政区域を越えた広域的視点から地域温暖化防止に寄与する事実として、二酸化炭素の吸収源となる森林を施策から守り、育てるため「中央区の森」事業を実施している。  
● 令和2年度は、新指定地において環境調査を実施し、森林保全計画を策定したことにより、令和3年度以降の新たな森林整備箇所の把握につなげた。また、以下の取組により、4.36haの開伐、4.49haの下刈等を実施した。  
● 中央区の森(豊島地区)において、開伐後の森林保全活動を支援した。  
● 中央区の森(豊島地区)及び中央区の森(矢野地区)において、案内板等にも活用する開伐後の森林保全活動を実施した。

#### 事業内容

- 新指定地における環境調査及び森林保全計画の策定
- 森林保全活動 (豊島地区)
- 森林保全活動 (南豊島地区-矢野地区)

#### 事業スキーム

中央区 → 指定 → 豊島地区 → 指定 → 豊島地区 → 指定 → 豊島地区 → 指定 → 豊島地区

#### 工夫・留意した点

● 矢野地区にたいして整備より発生した炭酸ガスについては、「中央区の森」に設置する案内板に設置する。

#### 基礎データ

令和2年度予算	10,264千円
森林人工林面積 (R1)	5ha
新指定地	0%
人口 (R2)	141,183人
森林面積 (R2)	31ha

# (7) 森林環境税・森林環境譲与税の広報－⑤ 事業地・製品等への表示

➤ 森林環境譲与税を活用した取組である旨を、**事業地や施設等へ表示**している例があります。

森林整備の事業実施箇所で、事業概要に加え、森林環境譲与税を活用している旨の説明を表示

## 群馬県前橋市



松くい虫被害林の再生事業 (令和2年度)における例

## 静岡県菊川市



重要インフラ施設の保全に向けたモデル林整備事業(令和3年度)における例

導入した木製品に、森林環境譲与税を活用している旨の説明を表示

## 北海道小樽市



公園への木製ベンチの設置 (令和3年度)における例

木製品の配布時に、森林環境譲与税の説明を記載したペーパーを同封

## 石川県野々市市



森林環境譲与税とは、市町村が実施する森林整備などに必要な財源を充てるため、令和元年度税制改正において創設されました。令和6年度から国民一人年額1,000円賦課徴収される森林環境税を財源として、市町村に交付されます。その用途は「間伐・林道などの森林整備」「森林整備の人材育成」「木材利用の促進・普及啓発」に限定されています。

## 5.森林・林業行政における市町村の役割



# (1) 森林・林業政策における市町村の役割

- 市町村は、森林・林業行政において、主に、①地域の森林のビジョン策定、②森林所有者に対する森林施業の指導・助言、③地域の財産管理を担当。
- かつて、地域における森林・林業行政は、主に都道府県が担当。地方分権の動きにより、平成10年度に、都道府県の権限を市町村に移譲。以後、新たな施策により、市町村の担当する業務は拡大する傾向。
- 令和元年度からは、市町村を中心とする森林整備の手段として、森林経営管理制度が開始。同時に、その財源として、森林環境譲与税の譲与も開始。

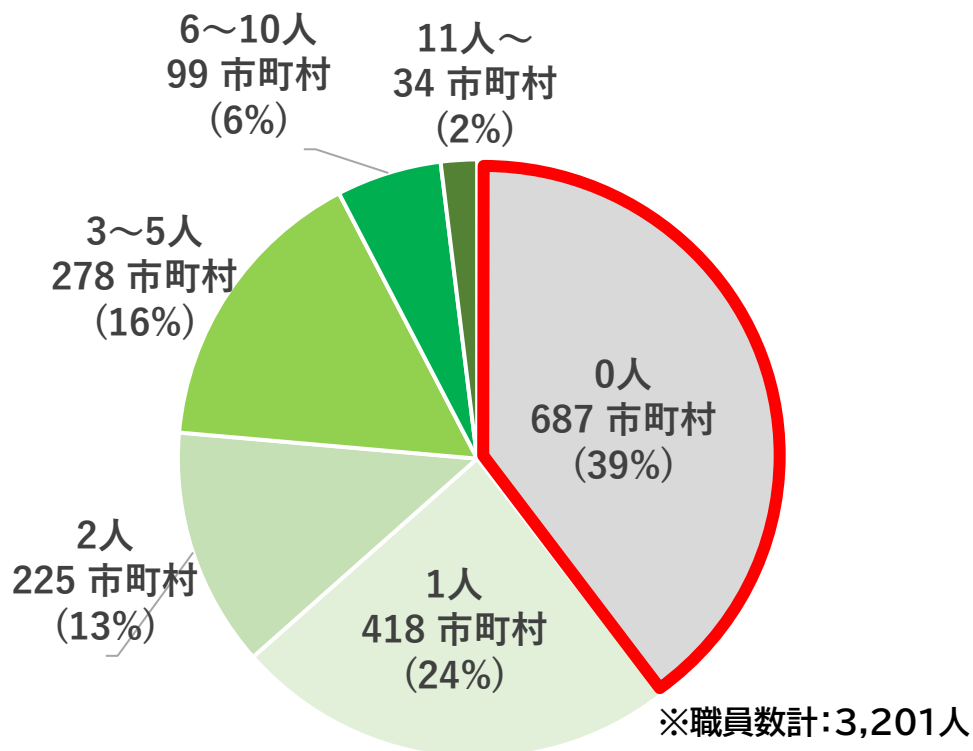
	都道府県	市町村
森林計画	地域森林計画の策定	市町村森林整備計画の策定(H10～策定義務付け) 森林経営計画の認定(H10～都道府県から移管) 新たな森林所有者の届出(H24～) 林地台帳の運用(R1～)
森林整備	造林補助金の執行 林道の開設	伐採・造林届の受付(H10～都道府県から移管) 林道の開設・維持修繕
森林保全	保安林の指定 治山事業の実施 林地開発許可制度の運用	—
財産管理	都道府県有林の管理	市町村有林、財産区有林の管理
森林経営管理制度	—	私有林の集積(R1～)

森林・林業行政における都道府県と市町村の役割分担

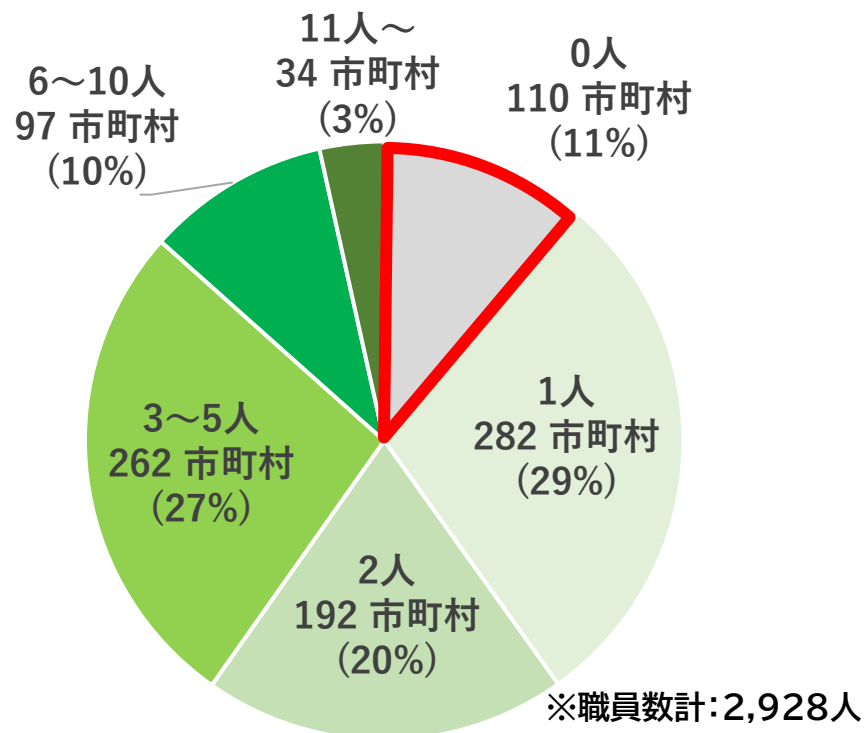
## (2)市町村の森林・林業担当職員の現状

- 市町村の森林・林業担当職員は全国で3,000人程度。専ら林務を担当する職員数が0人の市町村が4割を占めるなど、体制が十分でない市町村が多い。
- 私有林人工林が1,000ha以上の市町村(我が国の私有林人工林面積の97%を占める)では、一定の職員数を確保している市町村が多いが、職員数0人の市町村も約1割存在する。

<全市町村(1,741)>



<私有人工林1,000ha以上の市町村(977)>



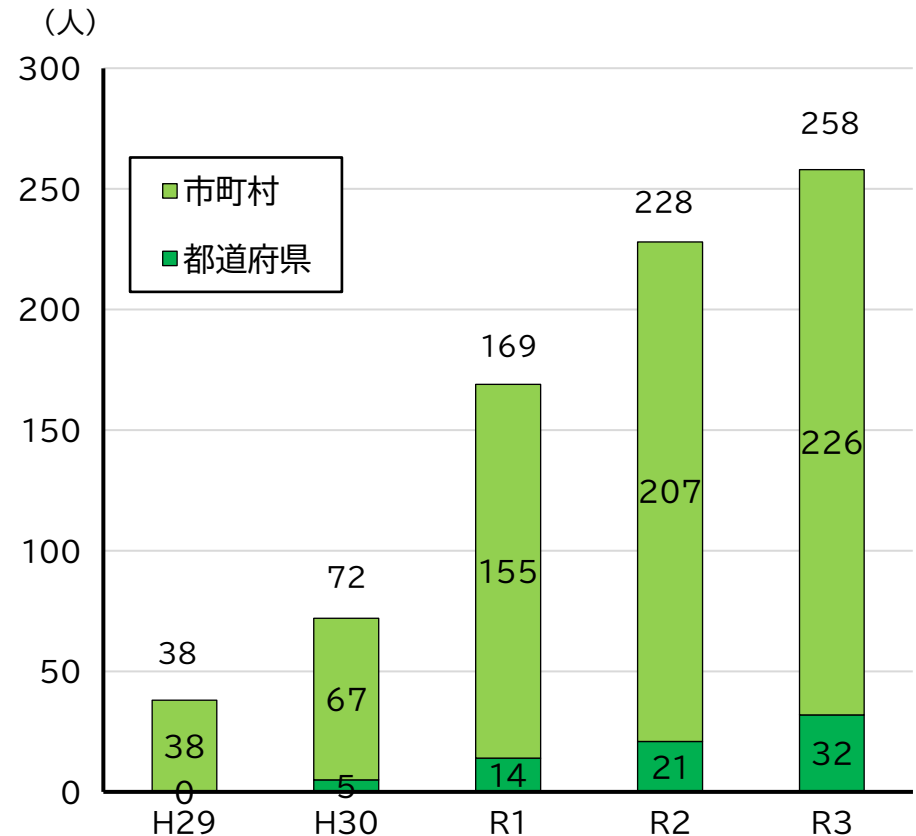
市町村における森林・林業担当職員数

### (3)地域林政アドバイザー制度①

- 「地域林政アドバイザー」制度は、市町村・都道府県による、森林・林業の知識・経験を有する技術者の雇用又は技術者が所属する法人等への事務委託を通じて、市町村の森林・林業行政の体制支援を図る仕組み。
- 地域林政アドバイザーを雇用や委託した場合の経費は、特別交付税措置の対象(措置率:都道府県0.5、市町村0.7、対象経費:1人当たり500万円が上限)。
- 地域林政アドバイザーの活用実績は、増加傾向。令和3年度には、174自治体(8都道府県(岩手県、新潟県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、佐賀県)、166市町村)で、258名の地域林政アドバイザーを活用。

#### 地域林政アドバイザーの要件

- ① 市町村又は都道府県から委嘱状の交付等による委嘱を受けて地域林政支援活動に従事する者又は法人に在籍して市町村又は都道府県からの委託業務として地域林政支援活動に従事すること。
- ② 以下のいずれかに該当すること。
  - 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者(林業改良指導員及び林業専門技術員を含む。)
  - 技術士(森林部門)
  - 林業技士
  - 認定森林施業プランナー
  - 認定森林経営プランナー
  - 地域に精通する者等であって、林野庁が実施する研修を受講する者又はそれに準ずると林野庁が認める研修を受講する者(※令和3年度は、16道県2市町が開講)



地域林政アドバイザーの活用実績





## (4)市町村によるビジョン等の策定状況

- 「令和4年度森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」で、各都道府県内の市町村による森林経営管理制度の取組方針やビジョンの策定状況について、ヒアリングを実施。
- 全国38道府県の277市町村が、森林経営管理制度の取組方針やビジョン等を策定。  
(※今回のヒアリングで把握できたものであり、全数調査ではないことに留意。)
- このうち、①61市町村が森林・林業に関する総合的ビジョン、②153市町村が森林経営管理制度の取組方針、③7市町村が森林環境譲与税の活用方針を策定(※残りの58市町村は、情報提供不可のため、内容不詳)。

都道府県名	市町村数				合計
	総合ビジョン／森林整備の方針	制度の実施方針／実施計画	譲与税の活用方針	不明(提供不可のもの)	
北海道	1	2			3
青森県	1			1	2
岩手県	1	2			3
宮城県		7	1	3	11
秋田県				1	1
山形県		8			8
福島県	1	2		2	5
茨城県				4	4
栃木県		4		2	6
群馬県					0
埼玉県	1	1			2
千葉県	11				11
東京都					0
神奈川県					0
新潟県		1			1
富山県	14				14
石川県	1				1
福井県	9				9
山梨県	1	12			13
長野県		59		18	77
岐阜県	2	6		1	9
静岡県					0
愛知県				1	1
三重県	3	7		1	11

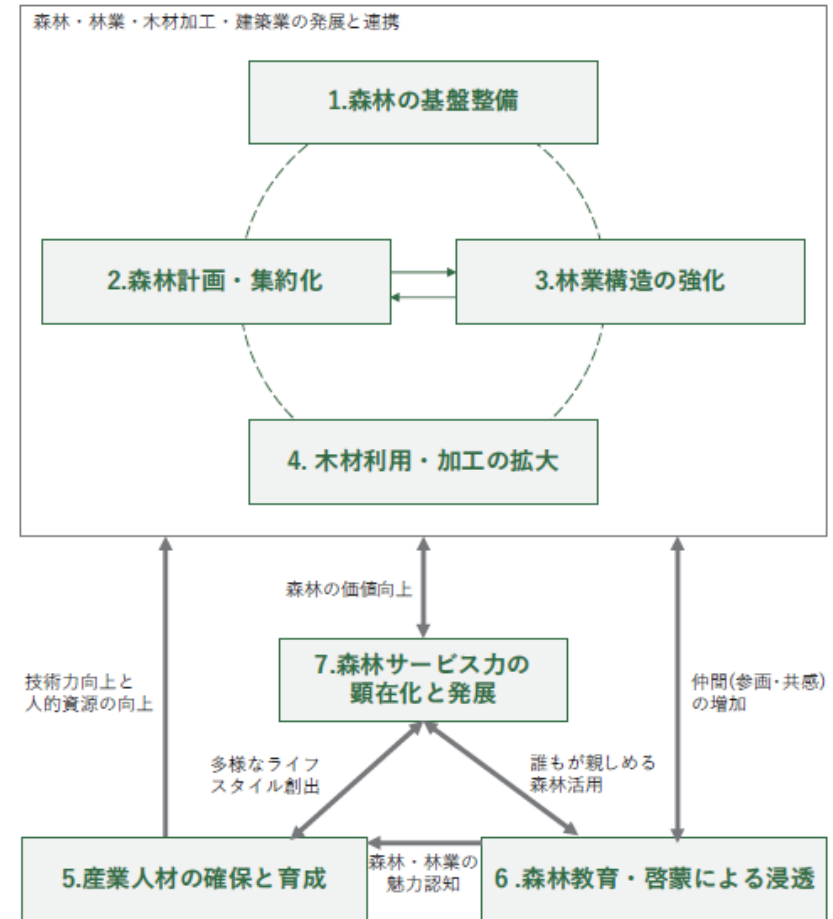
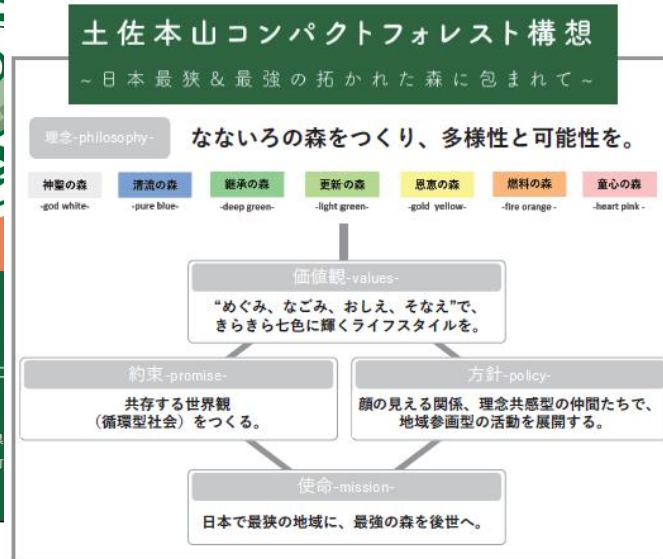
都道府県名	市町村数				合計
	総合ビジョン／森林整備の方針	制度の実施方針／実施計画	譲与税の活用方針	不明(提供不可のもの)	
滋賀県				1	1
京都府	1	4		1	6
大阪府				10	10
兵庫県	1				1
奈良県				3	3
和歌山県	1	4	1		5
鳥取県	1	1			2
島根県		1			1
岡山県		15		2	17
広島県	1				1
山口県			3		3
徳島県	6			2	8
香川県					0
愛媛県					0
高知県	1	2		1	4
福岡県		1			1
佐賀県					0
長崎県		1		2	3
熊本県	3	9	1	1	14
大分県					0
宮崎県		4	1	1	5
鹿児島県					0
沖縄県					0
合計	61	153	7	58	277

# 事例① 高知県本山町

- 本山町は、令和4年3月に、森林管理や整備に関して、長期的な方向性と目標を示すとともに、その目標を達成するために必要な施策を定めた「土佐本山コンパクトフォレスト構想」を策定。
- 同構想は、実際に推進する基本施策を7つのテーマに分け、それぞれのテーマにおいて、具体的な実行項目や目標達成のための測定指標、現行状況と測定項目等を整理。



**土佐本山コンパクトフォレスト**  
 ~日本最狭＆最強の拓かれた森に  
 2022-2072\* 高知県  
 第1期(-2032\*) 本山町



【7つのテーマ】



## 事例② 和歌山県田辺市

- 田辺市は、令和4年3月に、山村の維持や振興、林業の振興を含めた、山村地域における総合的な指針として、「田辺市森づくり構想」を策定。
- 同構想では、市の森林の基本理念と将来像、森林のエリアデザインを提示した上で、個別施策と関連する財源を整理。



【基本理念と将来像】



【基本方針】

# 事例③ 青森県七戸町

- 七戸町は、令和4年3月に、森林経営管理制度と森林環境譲与税の開始を踏まえて、町としての森林活用に関する中長期の方向性を示すため、「七戸町森林ビジョン」を策定。
- 同ビジョンでは、今後10年間を計画期間として、「持続可能な森林づくり」を基本理念に、「再造林や間伐等森林整備の推進」、「森林の保全」、「森林づくりを支える担い手の確保・育成」、「社会全体での森づくり」、「森林を活用した地域の活性化」の5つの施策について、具体的な取組内容とそれぞれの優先度を整理。



七戸町森林ビジョン 

 令和4年3月  
七戸町

基本理念	施策の展開方向	個別施策
持続可能な森林づくり	再造林や間伐等森林整備の推進	伐採跡地への再造林の推進
		森林の健全な育成
		適地適木による森林づくりの推進
		路網等森林づくりのための基盤整備
		苗木の安定供給の促進
	森林の保全	災害に強い森林づくりの推進
		野生鳥獣との共存による森林づくりの推進
		担い手の確保と育成
	森林づくりを支える担い手の確保・育成	森林所有者への支援による経営意欲の向上
		社会全体での森林づくり
	森林を活用した地域の活性化	森林の多様な利用の推進

個別施策	主な取組み (既存施策)	主な取組み (新規施策)	重点	短期 (5年)		中長期
				前期	後期	
伐採跡地への再造林の推進	・林地台帳の整備 ・森林GISによる伐採届出情報の整理	リモートセンシング技術などICT技術の活用による森林資源情報・地形情報等の高精度な解析による森林情報の見える化の推進	○	○		
		町役場に森林所有者を対象とした再造林に関わる情報共有窓口を設置			○	
		再造林に関わる各種補助金や助成金の嵩上げなど支援事業を推進			○	
森林の健全な育成	・七戸町造林補助事業による間伐の促進	「森林経営計画」の作成を促進し、目標とする将来像へ向けた計画的な人工林整備の推進	○	○		
		町の森林の実情に精通した推進員を配置し、森林パトロールを実施することによる間伐すべき森林の情報の把握			○	
		補助制度の活用による間伐に係る経費面での負担軽減を促進			○	
		森林経営計画や森林経営管理制度などによる施策の団地化・集約化の推進	○	○		
		高性能林業機械の導入による作業の効率化および省力化の促進				○
適地適木による森林づくりの推進		森林GISや林地台帳の活用による管理放棄林の把握	○	○		
		標高や地形、気象など林地特性の把握と、林地に合わせた樹種の選定や更新方法の検討			○	
		奥山や傾斜が大きい等、地理的条件により施策が困難な人工林の天然林への誘導				○
		森林の更新に際し、潜在植生に配慮した樹種の植栽を推進			○	

【施策の体系図】

【取組の優先度】



# 事例④ 広島県東広島市

- 東広島市は、令和4年12月に「東広島市森林管理マスタープラン」を策定。同プランでは、市内の9地域ごとに、森づくりの将来像と方向性を整理。森林環境譲与税の活用方針も提示。
- 策定に当たっては、森林・林業関係者、ボランティア団体、市民、県・市関係者から成る「森林管理マスタープラン検討協議会」で検討を行うとともに、ヒアリングやアンケート調査も実施。



## 概要版

## 東広島市森林管理マスタープラン

豊かな自然環境を守りつつ、持続可能な森林の管理・活用を進める



### 福富

- 地域の将来像** 自然と人が共生する新たなライフスタイルに出会える交流のまち
- 取組の方向性** 豊かな自然環境を活かし観光と連携した森林資源の保全と新しい生活価値に繋がる活用
- 地域特性を活かした取組**
- 地域森林資源を活用した新しい生活価値の創造に関わる小さな循環の推進
  - 自然環境を活かした空間利用などの活用による森林に関わる機会の創出と意識醸成
  - 森林における野生鳥獣対策の推進

### 志和

- 地域の将来像** 田園環境との調和やインターチェンジなどのアクセシビリティ・職住近接性を活かした仕事とともに新たな交流が生まれるまち
- 取組の方向性** 多様な担い手による豊かな自然を活かした森林環境教育や森林保全を通じた魅力発信
- 地域特性を活かした取組**
- 豊かな自然環境を活用した森林サービス産業の推進
  - 森林環境教育や木育を通じた森林に関わる機会の創出と意識醸成

### 八本松

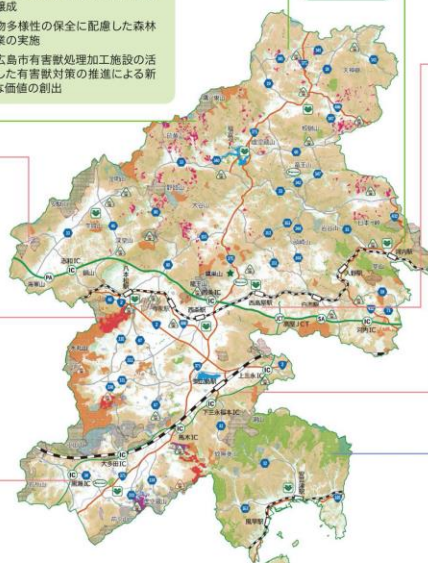
- 地域の将来像** 先端産業と田園風景の調和や都市との近接性を活かした良好な居住環境が整ったまち
- 取組の方向性** 企業と地域との連携による森林活用
- 地域特性を活かした取組**
- 地域・企業などと連携した森づくりの推進
  - 自然環境を活かした森林に親しむ機会の創出と意識醸成

### 黒瀬

- 地域の将来像** 交通利便性や地域資源である大学の機能を活かした健康・福祉と交流のまち
- 取組の方向性** 地域・大学などと連携した地域住民の健康・福祉と里山保全・整備に繋がる活用
- 地域特性を活かした取組**
- 地域・大学などと連携した主体的な里山活用と森林に関わる機会の創出
  - 生産森林組合による森林整備の継続と活用の推進

### 豊栄

- 地域の将来像** 豊かな自然環境の中でゆとりある暮らしが楽しめる体験・交流・定住のまち
- 取組の方向性** 多様な担い手による主体的な里山活用と生物多様性環境の保全
- 地域特性を活かした取組**
- 地域材の活用による木づかいへの意識醸成と活用促進
  - 自然環境を活かした空間利用による森林に関わる機会の創出と意識醸成
  - 生物多様性の保全に配慮した森林施策の実施
  - 東広島市有害獣処理加工施設の活用した有害獣対策の推進による新たな価値の創出



### 河内

- 地域の将来像** 豊かな自然と空港や鉄道などの交通利便性を活かしたゆとりと活力のあるまち
- 取組の方向性** 地域と林業事業者などとの連携多様な担い手による主体的な里山活用と木質バイオマス資源の活用
- 地域特性を活かした取組**
- 地域が取り組む主体的な里山活用と、学校などと連携した森林に関わる機会の創出
  - 質茂バイオマスセンターを拠点とした地域資源の総合的活用による木質バイオマス利用の推進

### 高屋

- 地域の将来像** 広域交通や様々な教育機関が整う豊かな田園と良好な居住環境を整えたまち
- 取組の方向性** 地域・大学などと連携した里山保全・整備に繋がる森林資源の新しい活用と生物多様性の保全
- 地域特性を活かした取組**
- 地域・大学などと連携した主体的な里山活用と森林に関わる機会の創出
  - 生物多様性の保全に配慮した森林施策の実施

### 西条

- 地域の将来像** 新たなテクノロジーによる次代の創造と学術・研究・国際化を先導するまち
- 取組の方向性** 産学官連携による新たな木づかいと多様な担い手による主体的な里山活用
- 地域特性を活かした取組**
- 産学官連携などによる新たなイノベーション創出
  - 公共建築物などへの広島県産材などの利活用をはじめとした木づかい
  - 多様な担い手による地域の森林整備・保全の継続と推進

### 安芸津

- 地域の将来像** 瀬戸内海に臨む温暖な気候と豊かな自然環境を活かした共に支えあう共生のまち
- 取組の方向性** 企業との連携による市有林をはじめとした森林資源と海洋観光資源の活用
- 地域特性を活かした取組**
- 森林整備を通じた環境価値の創出による森林吸収源対策の推進
  - 里山と里海の近接性や景観を活用し、観光と連携した森林空間における森林サービス産業の推進
  - 地域材の活用による木づかいへの意識醸成と活用促進

## 【地域別の取組方針】



## (5) 制度・税の活用による政策課題の解決

- 森林・林業分野の取組は、市町村における政策課題の解決に貢献することが可能。
- 大きな政策ビジョンの下で、制度と税を有効活用することにより、森林・林業を地域の課題解決に役立てて頂きたい。特に、森林経営管理制度で集積した森林は、市町村の裁量で活用可能。

**森林経営管理制度と森林環境譲与税は政策の手段**  
⇒森林・林業を通じて、地域振興に貢献することが可能

### 【市町村の政策課題】

地域住民の安心・安全の確保

地域経済の活性化

雇用創出・人口増加

観光資源の創出

地域資源の基本情報整備



### 【森林・林業分野の取組】

手入れ不足森林の整備

市町村による事業発注、  
林業経営者による木材生産

森林整備の担い手育成

観光施設周辺の森林整備

意向調査による森林所有者の  
把握・確認

## おわりに

- ✓ 森林経営管理制度と森林環境譲与税は、あくまで、政策の手段にすぎない。
- ✓ まずは、各市町村において、幅広い関係者の参画の下、森林・林業の課題を明らかにした上で、将来の目標を設定し、目標達成のための方針(=政策、ポリシー)を策定して頂きたい。  
(森林経営管理制度と森林環境譲与税は、その中のパーツとして位置付け。)
- ✓ 他方、令和6年度からの課税開始に向けて、課税開始までに譲与された森林環境譲与税を十分かつ有効に活用することは、喫緊の課題。
- ✓ 引き続き、当年度譲与額の100%を超える事業化に取り組むとともに、譲与税による成果を積極的に広報願いたい。